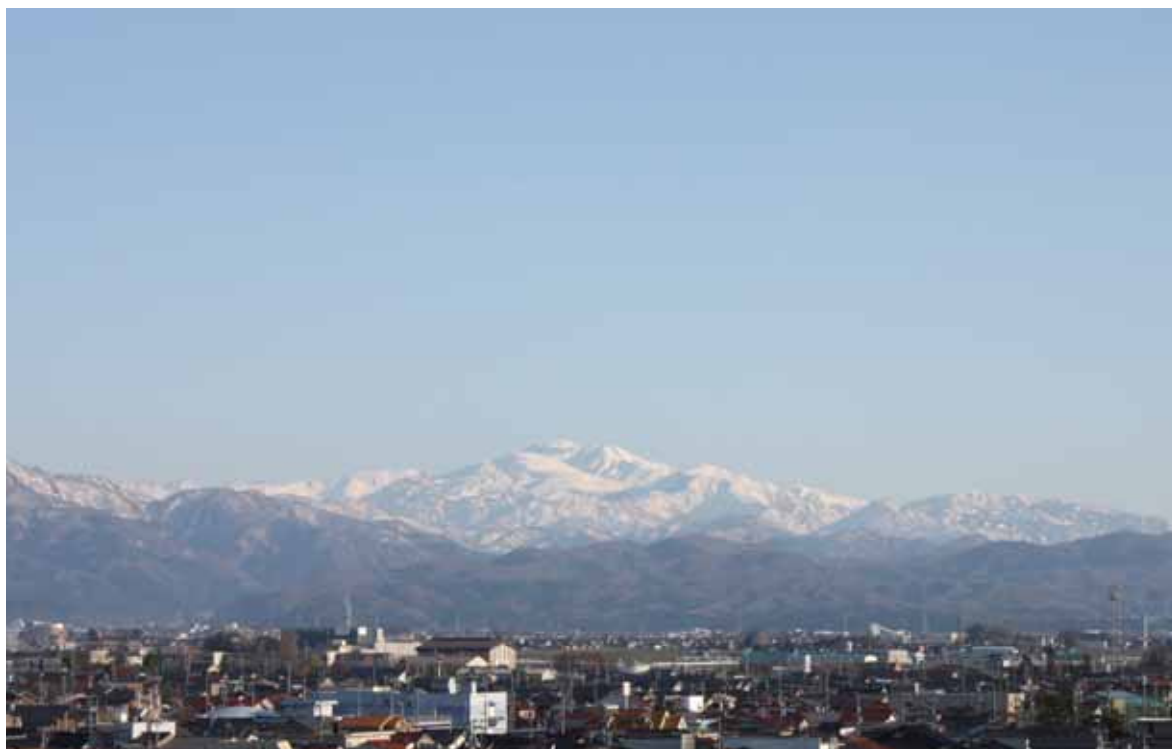


白山市公共事業 景観形成ガイドライン



平成 23 年 7 月



白 山 市

● 目 次 ●

1	基本的事項	1
	(1) 目的	1
	(2) 位置づけ	1
	(3) 対象施設	2
	(4) 対象者	2
	(5) 活用時期	2
2	基本目標・基本方針	3
	(1) 基本目標	3
	(2) 景観づくりの基本方針	3
	(3) 地域特性の把握	6
3	各施設共通の整備指針	19
	(1) 共通の基本配慮事項	19
	(2) 共通要素の整備指針	23
	法面 擁壁 護岸 防護柵 舗装	
	標識及び公共広告物 無電柱化 照明施設 緑化	
4	施設別の整備指針	33
	(1) 道路	33
	(2) 橋梁	38
	(3) 河川・水路	40
	(4) 砂防・治山	44
	(5) ダム	46
	(6) 漁港	48
	(7) 海岸	50
	(8) 公園・緑地	53
	(9) 公共建築物	56
	(10) 農地整備	62
	(11) 森林整備	65
	(12) 上下水道	66
	(13) 自然公園	67
	(14) 面的整備事業	70
5	運用方法	71
	(1) 運用の流れ	71
	(2) 記入シート	73
	参考資料	87
	■ 白山市景観条例	87
	■ 白山市公共事業景観形成指針	89
	■ 国・県の景観形成ガイドライン・指針など	92

● ガイドラインの使い方 ●

ガイドラインは、大きく下記の3つで構成している。

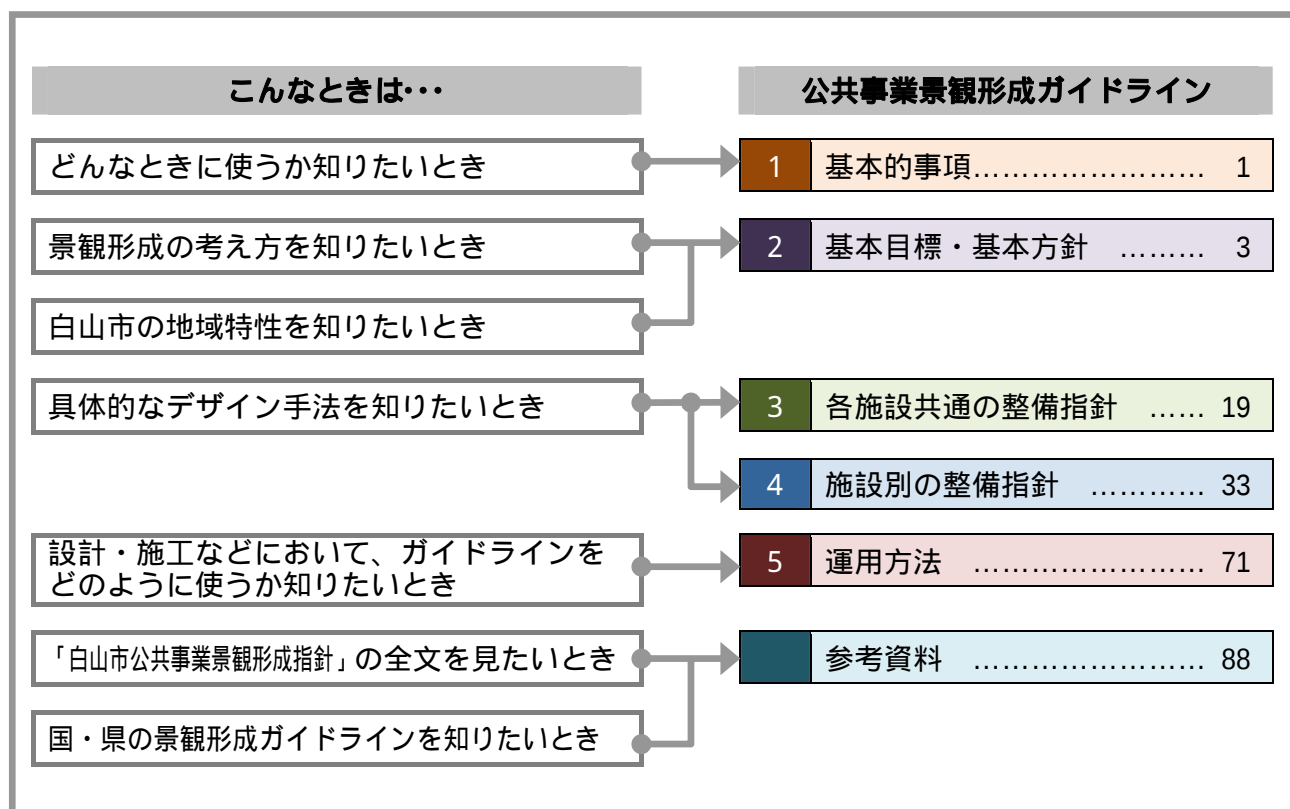
基本的事項・基本目標など	整備指針（共通・施設別）	運用方法
ガイドラインの位置づけや公共施設整備にあたっての基本的な考え方、地域特性を読み解くためのヒントなどを示している。	公共施設をデザインする際に配慮すべき事項などを図や事例写真を使って、具体的に示している。	ガイドラインを適切に運用していくため、チェックシートの運用方法などを掲載している。

整備指針は項目ごとに、共通要素は「指針」「配慮事項」、施設別は「基本的考え方」「指針」「配慮事項」で構成している。

「基本的考え方」は、指針設定の背景や景観形成の方向性を示している。

「指針」は公共施設をデザインする際に遵守すべきことが示しており、該当する要素や施設が含まれる場合は、この指針に適合して事業を行うものとする。

「配慮事項」は、指針の内容を具体化するための配慮例を示しているものであり、事業によって、該当する項目について景観デザインの参考にするとともに、それぞれの事情にあった適切な方法で良好な景観形成に努めるものとする。



1 基本的事項

(1) 目的

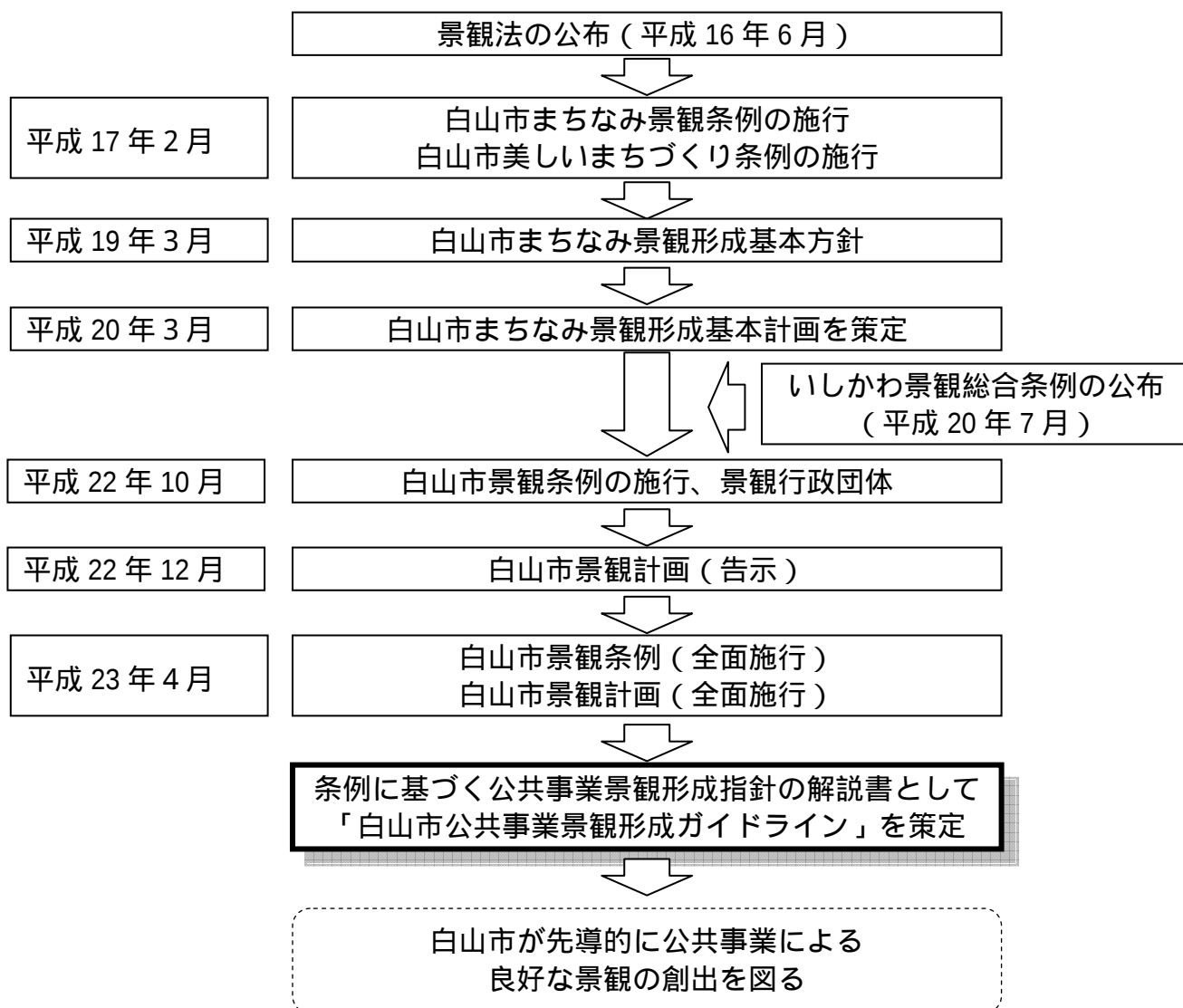
本ガイドラインは、公共事業などによる良好な景観の保全・創出を図るための目指すべき方針や整備指針などを定めることにより、景観に配慮した良質な公共施設整備を促進し、白山市の美しく魅力あふれる景観の創出に寄与することを目的とする。

(2) 位置づけ

白山市は、景観に関するこれまでの背景を踏まえ、市民・事業者・市の協働による景観づくりを展開し、美しく魅力あふれる景観を守り、育て、創り、後世に引き継いでいくため、「白山市景観条例」を制定し、平成 22 年 9 月 17 日に公布した。

その中で「公共事業景観形成指針」を定め、市は指針に適合して公共事業を実施することとしている。

本ガイドラインは、「公共事業景観形成指針」を分かりやすくとりまとめたものであり、市は本ガイドラインを参考にして公共事業を実施するものとする。



(3) 対象施設

白山市内における下記の施設整備を対象とする。

道路	橋梁	河川・水路	砂防・治山	ダム	漁港	海岸	公園・緑地
公共建築物	農地整備	森林整備	上下水道	自然公園	面的整備事業		

また、公共性の高い民間施設（面的整備、再開発ビル、バス停、駅、公園内の売店など）についても、本ガイドラインに配慮することを推奨する。

適用除外

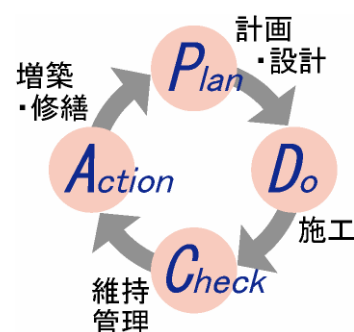
- ・法令などの定めにより、本ガイドラインに基づく景観上の配慮が講じられない場合や、災害などの復旧のために必要な応急措置として行う事業には、本ガイドラインの適用を除外することができる。
- ・なお、上記の場合においても、できる限り景観に配慮して事業を実施するよう努めるものとする。

(4) 対象者

白山市	指針に適合するようガイドラインを参考として公共事業を実施する。
施行者(国、県など)	指針及びガイドラインに配慮して公共事業を実施する。 (必要に応じて、白山市は助言又は要請を行う)
設計者・施工者など	公共事業などに関わる際は、指針に適合するようガイドラインを参考にし て事業を実施する。
民間企業	公共性の高い民間施設が、まちの景観を構成する重要な要素であることを 認識して、新築や増築・修繕などの際には、ガイドラインを参考にして景 観に配慮する。

(5) 活用時期

景観に配慮した公共施設整備を進めるにあたり、指針を拠り所として、「計画・設計」から「施工」、「維持管理」、「増築・修繕」などの各段階においてその整合性を確認し、ガイドラインを活用して、常に良好な景観形成がなされるよう心がけるものとする。



2 基本目標・基本方針

(1) 基本目標

「白山市景観計画」では、基本目標を、以下のように定めている。

「未来へつなぐ白山市の美しく魅力あふれる景観」 ～ 豊かな自然と歴史・伝統・文化を感じる景観づくり ～

白山市域には、日本三名山の一つ霊峰白山から手取川扇状地を経て、日本海につながる美しい自然景観が形成されています。

また、その豊かな自然を背景として、松任・美川・鶴来・河内・吉野谷・鳥越・尾口・白峰の各地域では、人々が個性的で多様な歴史・伝統・文化を連綿として培ってきました。特徴あるまちなみや文化的景観は、各地域のかけがえのない固有の資産となっています。

白山市は、このような景観の土台となる地形と、それぞれの地域の歴史・伝統・文化を背景に、特色ある景観特性を **守り**、**育てる** とともに、新たな景観を **創る** という可能性を秘めています。

今後、白山市では、優美な自然と共に歩みながら市民・事業者・市の協働による景観づくりを展開し、美しく魅力あふれる景観を守り、育て、創り、後世に引き継いでいくことを目指します。

(2) 景観づくりの基本方針

「白山市景観計画」では、景観づくりの基本方針を、以下のように定めている。

1) 美しい白山・手取川・日本海などの魅力的な地形資産を守る景観づくり

白山市のシンボルである霊峰白山から流れ出る手取川は、扇状地を形成して日本海へと注ぎ込まれます。

このような地形資産は、景観を形成するための土台であり、今後も保全していきます。そのため、白山山系や海岸線などの眺望路の確保に努めるとともに、多くの来訪者が利用できるよう眺望のPRや視点場の整備に努めます。

眺望路...眺望を確保するための帯状の空間。

視点場...良好な景観を眺望することができる場所。

2) 景観の礎として歴史・伝統・文化を継承し、保全していく景観づくり

白山市には、数多くの歴史的建造物や史跡・神社仏閣が現存し、また、祭りや行事などの伝統・文化が脈々と受け継がれています。このような白山市の歴史・伝統・文化は、景観を形成するための礎として、今後も受け継がれるべき景観として保全するとともに、後世へと継承していきます。

また、白山ろくには、豊かな自然と共生し、焼畑農耕という独特の農耕形態が形成する稀有な景観などが今もなお受け継がれています。中でも、白峰地区は深い山間にありながら、

古くからにぎわいのある独特な集落で、現在でも伝統的なまちなみが残されている地区として高く評価されています。これらを、地域の協力を得ながら、文化財保護法に基づく国の重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区 として選定を受け、世界文化遺産としての登録をめざします。

重要伝統的建造物群保存地区...各地に残る歴史的な集落やまちなみなど、市町村が条例等により決定した「伝統的建造物群保存地区」のうち、文化財保護法の規定に基づき、特に価値が高いものとして国が選定したもの。

3) 四季・時間を感じることができる景観づくり

景観は、まちなみや風景などの眺められる対象となる 景 と、それを 観る 人との関係から成り立つものです。また、 観る とは、人の目に映る色や形だけでなく、四季や時間の移り変わりの中で、その土地の歴史・文化・風土・日常生活から生じる雰囲気、さらには、水の流れる音や香りなど人間の五感を通して感じるもの全てが深く関係するものです。

そこで、四季の変化に富む美しい自然を感じる景観づくりを進めるとともに、樹木や施設のライトアップ、獅子吼高原からの夜間の景観演出などにも配慮しながら魅力ある景観を育てていきます。

4) 地域の産業を活かした彩りのある景観づくり

景観は、単に眺めるだけのものではなく、地域住民の日常生活とも深く関係しています。緑と土を生かす植林や間伐された山林、秋の稲穂の実り、港の漁船と漁火などは、人々の心に刻まれる原風景となります。また、にぎわいを見せる商店街や温泉、スキー場などは、地域に鮮やかな色をもたらします。

しかし、このようなにぎわいを見せる活動は場合によって景観を阻害する要因となり得ます。今後、景観的な視点から、阻害要因とならないように配慮するとともに、地域の産業の活性化を図り、景観づくりに 彩り を与え、地域産業と調和した景観を育てていきます。

5) 地域の人々が積極的に参画できる景観づくり

景観づくりは、地域に暮らす人々のすべてが、各々の立場に応じて関わり合いながら、景観づくりの担い手を育てていくことが大切です。その担い手となる市民・事業者・市が良好なパートナーシップのもとに協働し、それぞれの立場で役割を果たしながら、継続的に景観形成を推進します。

また、景観づくりの主役である市民の景観意識向上のために、景観形成の支援や広報啓発活動に取り組みます。

6) 個性ある魅力的な景観づくり

個性ある魅力的な景観づくりには、自然・歴史的景観を保全・継承するとともに、良好な景観を育て、新たな景観を創り出すことも必要であると考えます。建築物や公共施設などは景観の大きな要素であり、模範となる優れた建築物などは、個性ある魅力的な景観づくりを

誘導することができます。

そのため、地域のシンボルとして景観づくりの模範となる優れた建造物・樹木は、保存・活用し、個性ある景観づくりの誘導を図ります。不特定多数の利用がある公共施設については、地域の景観特性を踏まえるとともに、景観の模範及び地域のランドマークとなる優れた公共施設として整備し、魅力的な景観づくりを図ります。

また、新たな景観などを創り出す場合は周辺景観との調和に配慮した景観づくりを進めます。

7) 地域をつなぐ連続性のある良好な道路沿道や鉄道沿線の景観づくり

広大な市域において、景観に対する取り組みを一体的に進めるためには、連続性を生み出す道路沿道や鉄道沿線の景観形成が重要であり、これにより市域全体の景観向上が図られます。

良好な沿道の景観づくりは、北陸自動車道、国道 157 号、国道 360 号、加賀産業開発道路、金沢外環状道路、白山スーパー林道など主要な幹線道路を基本とし、市民の理解と協力を得ながら、緑化・美化活動など生活道路における景観づくりも進めていきます。

また、鉄道沿線の景観づくりは、北陸新幹線・ＪＲ北陸本線・北陸鉄道沿線の景観保全を図ります。

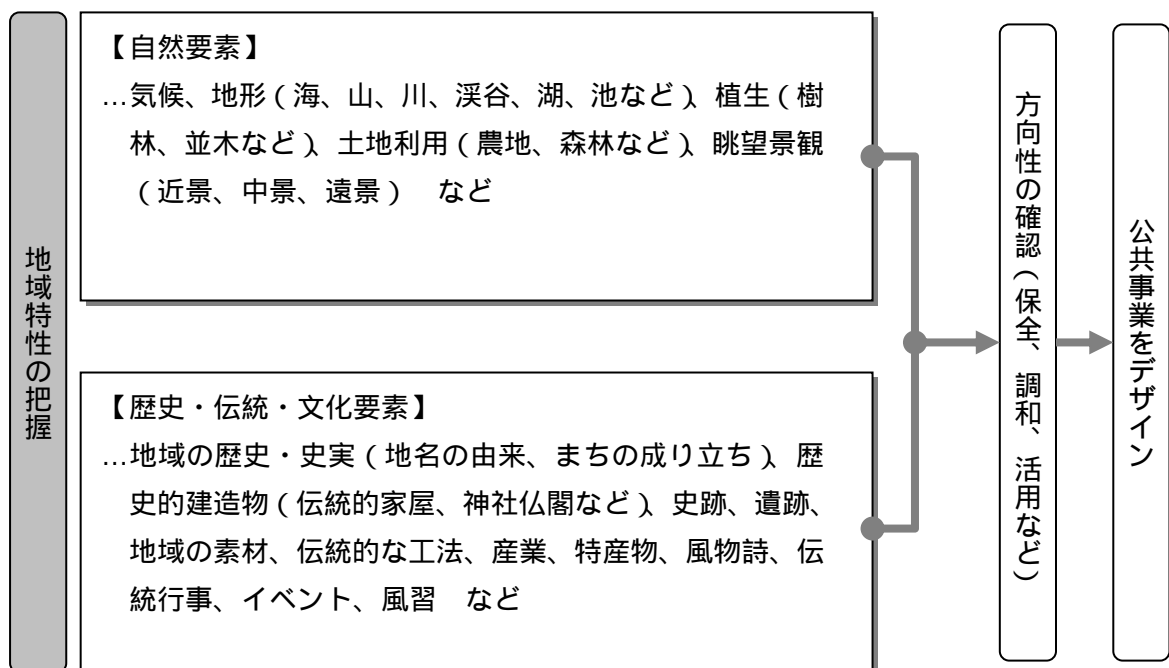
一方、沿道などの景観形成は、市域に留まることなく、市町界を越えた取り組みにも結びつくよう、景観を題材として、県や周辺市町との連携を強化していきます。

(3) 地域特性の把握

1) 地域特性の捉え方

本市の美しく魅力あふれる景観に調和し、さらに地域の景観を先導し、市民や地域住民に愛着を持たれるような公共事業を実施するためには、まず地域の景観特性を把握することが必要である。

景観特性を考えるには、計画地周辺地域の「自然」、「歴史・伝統・生活文化」から景観特性や景観要素、周辺景観への影響などを読み解き、それらを保全するのか、調和させるのか、もしくは活用するのかといった方向性を確認して、地域特性に調和した公共事業の景観デザインに活かしていくことが重要です。



2) 白山市の地域特性

【自然的特性】

気候

本市は、全国でも降水量・降雪量の多い地域に属しており、特に、山麓地域は全国有数の豪雪地帯である。

北西の季節風が吹きあたる冬の白山は、豪雪に覆われるが、この大雪こそが白山の自然を形成する大きな要因でもあり、山麓の集落における強固な家屋構造を生み出す要因ともなっている。

自然環境（白山・手取川・日本海など）

本市は、白山・手取川・日本海などの豊かな自然に恵まれた地域であり、約 13km におよぶ海岸線を有し、海岸部から山間部まで、およそ 2,700m の標高差がある。

美しい日本海や、霊峰白山を水源とした全長約 72km にも及ぶ手取川が本市の水辺景観を呈しているとともに、白山（御前峰：標高 2,702m）をはじめとする 1,000～2,000m 級の山々が雄姿を見せている。

植生

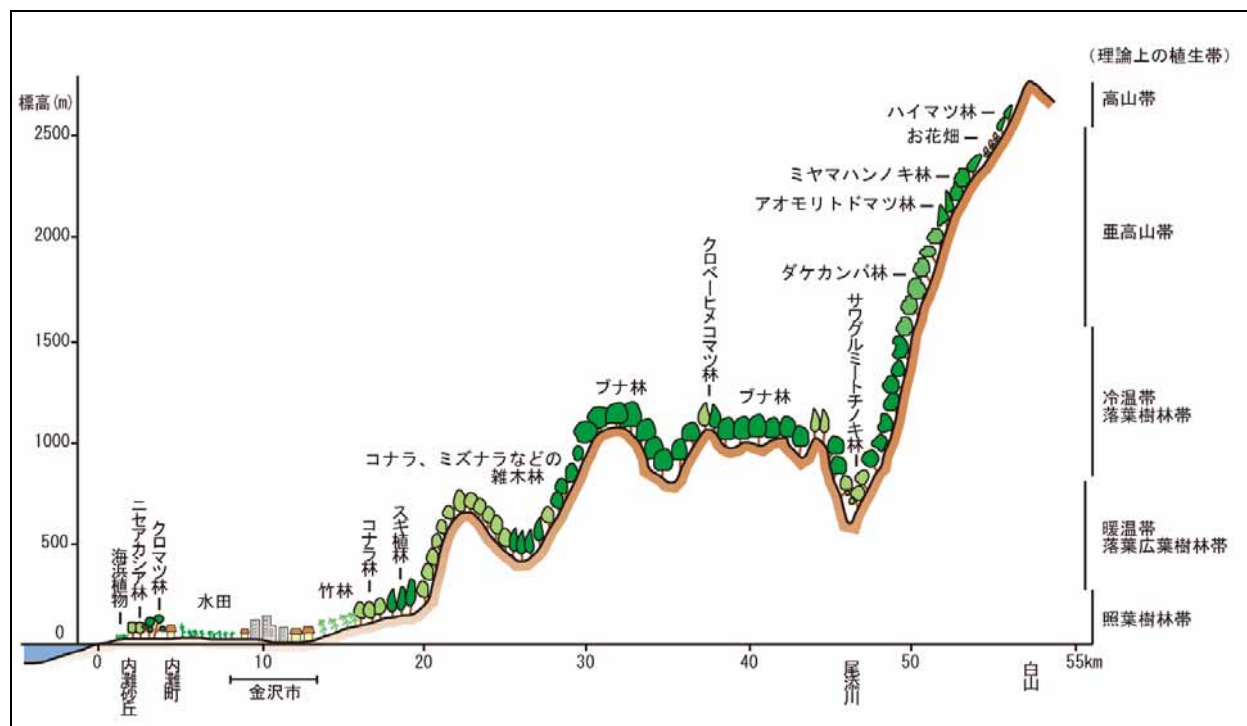
本市における植生は、下表に示すとおりである。

残雪の多い高山部一帯には、クロユリ、コバイケイソウなど豊富な高山植物の大群落が見られる。また、白山山腹の標高 500～1,500m ではブナ林が広く分布し、谷沿いに見られるトチノキやサワグルミの林とともに野生生物の良好な生息地となっている。

地区	調査名	植生
松任	特定植物群落	竹松砂丘（ハマナス群落）
	巨樹・巨木林	アカマツ、イチョウ、ウラジロガシ、クスノキ、クロマツ など
美川	巨樹・巨木林	イチョウ、エノキ、クロマツ、ケヤキ
鶴来	特定植物群落	金剣宮（ウラジロガシ林）
	巨樹・巨木林	アベマキ、イチョウ、イヌシデ、イロハモミジ、ウラジロガシ など
河内	特定植物群落	佐野神社（ケヤキ林）、犀川源流地域（ダケカンバ林）、犀川源流地域（ブナ林）
	巨樹・巨木林	アカイタヤ、イタヤカエデ、ケヤキ、サウグルミ、スギ など
鳥越	特定植物群落	佐野神社（ケヤキ林）、大倉岳（ミズバショウ群生地）
	巨樹・巨木林	イチョウ、カツラ、ケヤキ、スギ
吉野谷	特定植物群落	丸石谷（自生スギを含むブナ林）、犀川源流地域（ダケカンバ林）、犀川源流地域（ブナ林）、千丈平清水谷（ブナ林）、白山（アオモリトドマツ林）など
	巨樹・巨木林	ケヤキ、サウグルミ、スギ、ダケカンバ、トチノキ など
尾口	特定植物群落	丸石谷（自生スギを含むブナ林）、大杉谷国有林（自生スギを含むブナ林）、白山（アオモリトドマツ林、ハイマツ低木林）、目附谷（ブナ林） など
	巨樹・巨木林	イチョウ、クリ、ケヤキ、スギ、ブナ など
白峰	特定植物群落	クロンボ平（ダケカンバ林）、チブリ尾根（サウグルミ林、ブナ林）、根倉谷（ミズバショウ）、取立山（ミズバショウ湿原） など
	巨樹・巨木林	クリ、ケヤキ、スギ、トチノキ、ハリギリ など

資料：特定植物群落調査、巨樹・巨木林調査

< 加賀地方の植生 >



出典：「新版 石川の動植物」p17 の図に加筆

自然的特性の捉え方

地域の植生や環境条件を把握する

日当たりや土壌条件などを調べて、目的と地域に応じた樹種・品種を選択し、花や緑陰をつくる樹木の配置、親水空間の整備など、四季折々の季節感のある景観になるよう検討する。

生態系を保全する

多様な生物が生息する自然環境の保全は、公共施設整備において十分配慮すべきことであり、地域の自然環境を把握し、保全・調和を検討する。

冬季の状態を想定する

景観面に配慮した雪処理の検討や、積雪時の見え方、広葉樹の落葉後の景観を想定して計画する。

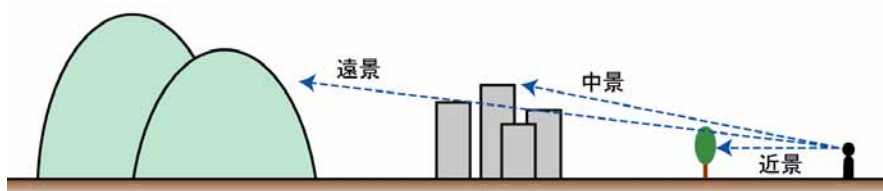
眺望景観を把握する

計画地周辺の地形を把握して、山手からの俯瞰^{ふかん}景観や平地からの仰望^{ぎょうぼう}景観など、様々な視点場からの見え方を考慮し、周囲とのバランスに配慮して計画する。また、計画する施設からの近景・中景・遠景を把握し、施設からの眺望を活かした施設づくりを検討する。

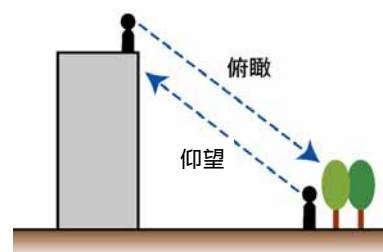
自然的特性を捉える手法例

- ・文献資料や古い写真を収集する（植生、地形の変化、水辺や緑地の変遷など）
- ・地元関係者や専門家へヒアリングする
- ・計画地周辺（狭域、中域、広域）の自然的特性（地形、植生、自然資源、土壌環境など）をマップ上に整理する
- ・現地でフィールドワークを行う
- ・CGなどでシミュレーションを行う

<施設からの見え方>



<俯瞰景観と仰望景観>



<周囲からの見え方>



俯瞰^{ふかん}...高所から見おろす眺めのこと。
仰望^{ぎょうぼう}...仰ぎ望むこと。

【歴史・伝統・文化特性】

歴史・文化財

本市には、景観に関する文化財として、国の重要文化財建造物に指定される旧小倉家住宅のほか、数多くの文化財がある。

重要文化財

	名 称	所 在 地	指定年月日
建造物	旧小倉家住宅	白峰 石川県立白山ろく民俗資料館	S38.7.1

重要有形民俗文化財

	名 称	所 在 地	指定年月日
	白峰の出作り民家（山の小屋）と生活用具	白峰 石川県立白山ろく民俗資料館	S53.8.5

重要無形民俗文化財

	名 称	所 在 地	指定年月日
	尾口のでくまわし	東二口、深瀬新町	S52.5.17

国指定史跡

	名 称	所 在 地	指定年月日
	東大寺領横江荘遺跡荘家跡	横江町	S47.3.14
	鳥越城跡 附二曲城跡	上野町・三坂町・別宮町・釜清水町・出合町	S60.9.3

特別天然記念物

	名 称	所 在 地	指定年月日
	岩間の噴泉塔群	尾添	S32.6.19

国指定天然記念物

	名 称	所 在 地	指定年月日
	御仏供スギ	吉野	S13.8.8
	手取川流域の珪化木産地	桑島、白峰国有林（桑島化石壁、湯の谷）	S32.7.10
	太田の大トチノキ	白峰	H5.4.6

県指定文化財

	名 称	所 在 地	指定年月日
建造物	旧杉原（助五郎）家住宅 1 棟	白峰 石川県立白山ろく民俗資料館	S59.1.31
	旧織田（末一）家住宅 1 棟	白峰 石川県立白山ろく民俗資料館	S59.1.31
	白山比咩神社本殿 1 棟	三宮町	H19.12.25
有形民俗 文化財	旧表道場 1 棟	白峰 石川県立白山ろく民俗資料館	S59.1.31
	白峰の山村生活用具と出作り民家（旧長坂家） 3 棟	白峰 石川県立白山ろく民俗資料館	H16.1.30

	名 称	所 在 地	指定年月日
無形民俗 文化財	かんこ踊 国選択無形民俗文化財	白峰地域	S35.5.27
	美川のおかえり祭り	美川地域	H13.12.25
史跡	石の木塚	石立町	H12.8.29
天然記念物	五十谷の大スギ	五十谷	S50.10.7
	白峰村百合谷の珪化直立樹幹	白峰	S62.3.23
	金劔宮社叢ウラジロガシ林	鶴来日詰町	H1.10.23
	桑島化石壁産出化石	白峰・桑島	H8.4.9
	白峰百万貫の岩	白峰	H13.12.25
	トミヨ生息地	平加町	H16.1.30
	瀬戸の夜泣きイチョウ	瀬戸	H16.11.30

市指定有形文化財

	名 称	所 在 地	指定年月日
建造物	八坂神社本殿 1 棟	白峰	S39.2.21
	本誓寺大門 旧加賀藩長家 広式門 附棟札 1 棟	東一番町	S42.7.18
	青木家臨川書屋 旧加賀藩本陣 1 棟	東一番町	S42.7.18
	杉森白山神社拝殿 1 棟	杉森町	S50.11.15
	今湊神社の拝殿及び本殿並びに棟札	湊町	S51.4.17
	鶴来別院本堂 1 棟	鶴来清沢町	S53.2.22
	神田白山神社末社 八幡神社社祠 1 棟	安養寺町	S54.8.2
	一閑院 法華塔 1 基	鶴来本町四丁目	S63.3.12
	宮永八幡神社末社 菅原神社本殿（附狛犬） 1 棟	宮永町	H3.1.10
	菅原神社本殿（神殿） 1 棟	ハツ矢町	H3.1.10
	若宮八幡宮の常夜灯 1 棟	若宮一丁目	H9.3.28

市指定無形民俗文化財

	名 称	所 在 地	指定年月日
風俗慣習	菅馬	瀬波	S63.4.7
	万法寺の縁日行事	手取町	H16.9.2
民俗芸能	じょうかべ	桑島	S39.2.21
	おおつえくずし	桑島	S39.2.21
	横江の虫送り	横江町	S39.11.1
	じょうかべ踊り	上出合町	S45.8.31
	じょんこら踊り	三ッ屋野町	S45.8.31
	しんき踊り	河合町	S45.8.31
	あさんがえし踊り	阿手町	S45.8.31
	別宮の獅子舞	別宮町	S45.8.31

	名 称	所 在 地	指定年月日
民俗芸能	釜清水の獅子舞	釜清水町	S45.8.31
	三ツ屋野の獅子舞	三ツ屋野町	S45.8.31
	尾添の獅子舞	尾添	S47.8.31
	炭焼きくどき	尾添	S47.8.31
	鶴来節	鶴来地域	S52.12.28
	地搦ち唄	鶴来地域	S52.12.28
	御酒		S57.10.1
	柏野じょんがら踊り（団七、笠松踊り）	柏野地区	S59.1.20
	しんき	瀬波	S63.4.7
	じょうかべ	吉野	S63.4.7
	しんき	吉野	S63.4.7
	あさんがえし	市原	S63.4.7
	あさんがえし	木滑	S63.4.7
	しよいしよいぶし	中宮	S63.4.7
	炭焼きくどき	中宮	S63.4.7
	ほうらい祭り行事	鶴来地域	H8.8.29
	加賀松任の獅子舞		H15.6.12
	城山太鼓	別宮町	H17.1.28

市指定史跡・名勝・天然記念物

	名 称	所 在 地	指定年月日
史 跡	千代尼塚 附同標石	中町	S39.9.19
	宿の岩	河内町板尾	S43.5.1
	笈山宿	河内町内尾	S43.5.1
	火燈山	三坂町	S45.8.31
	田地古墳	田地町	S46.3.1
	木滑関所跡	木滑新	S46.11.3
	筥笠中宮跡	中宮	S46.11.3
	佐羅宮跡	佐良	S46.11.3
	御鍋	瀬戸	S47.8.31
	舟岡山遺跡	八幡町	S52.12.28
	白山上野遺跡	白山町	S52.12.28
	市宮跡（恵比須社跡）	鶴来新町	S52.12.28
	舟岡山城跡	八幡町	S52.12.28
	槻橋城跡	月橋町	S52.12.28
	薬師寺跡	鶴来日吉町	S52.12.28
	清沢願得寺跡	鶴来朝日町	S52.12.28
	白山堂跡	鶴来本町四丁目	S52.12.28
	仙の堂跡	鶴来日吉町	S52.12.28
	胡麻堂跡	八幡町	S52.12.28

	名 称	所 在 地	指定年月日
史 跡	歌占（歌占滝）	白山町	S52.12.28
	一閑寺不動明王磨崖仏	鶴来本町四丁目	S52.12.28
	親鸞聖人廟所（生齒塚）	八幡町	S52.12.28
	六郎塚（六郎杉）	日御子町	S53.2.22
	奉殿堂岩	東二口	S60.5.15
	ノミタニ遺跡	吉野	H4.11.26
名 勝	不動滝	河内町板尾	S43.5.1
	蛇巻岩	河内町板尾	S43.5.1
	道西ノ立岩	河内町板尾	S43.5.1
	鈴木家庭園	釜清水町	S44.4.1
	不老峡	下吉谷町	S44.4.1
	黄門峡	釜清水町、下吉野	S44.4.1
	雲龍山	吉野	S46.11.3
	仙雲峰	吉野	S46.11.3
	蛇谷峡	中宮	S46.11.3
	鉢峰山	吉野	S46.11.3
	白山比咩神社境内 参道	三宮町	S52.12.28
	金劔宮境内 不動滝	鶴来日詰町	S52.12.28
	安久湊の瀨	白山町	S52.12.28
天然記念物	風穴	河内町金間	S43.5.1
	奥池金山（銀山）	河内町奥池	S43.5.1
	口直海銅山	河内町口直海	S43.5.1
	金間の大スギ 4本	河内町金間	S43.5.1
	下折の大スギ 1本	河内町下折	S43.5.1
	板尾のウラジロガシ 1本	河内町板尾	S43.5.1
	竹松海岸ハマナス群生地	竹松町	S45.7.22
	弘法池	釜清水町	S45.8.31
	筥笠中宮神社のトチノキ 1本	中宮	S46.11.3
	筥笠中宮神社のカツラ 1本	中宮	S46.11.3
	吉野神社のケヤキ 1本	吉野	S46.11.3
	まがっとのケヤキ 2本	木滑	S46.11.3
	東二口ミズバショウ群生地	東二口	S47.8.31
	曾谷の珪化木産地	曾谷町	S52.12.28
	白山比咩神社の老スギ 1本	三宮町	S52.12.28
	白山比咩神社の大ケヤキ 1本	三宮町	S52.12.28
	八幡神社のトチ 1本	八幡町	S53.2.22
	井口のケヤキ 1本	井口町	S53.2.22
	鶴来古町のギンモクセイ 1本	鶴来古町	S53.2.22
	宮保八幡神社のケヤキ 1本	宮保町	S53.12.12
	檜本神社のケヤキ 1本	上柏野町	S53.12.12

	名 称	所 在 地	指定年月日
天然記念物	しだれ桜・イチイの木 1本	鴫ヶ谷	S56.8.10
	勝善寺のタブノキ 2本	竹松町	S57.4.8
	カレイの化石 1点	別宮町	S62.7.8
	弥四郎の大栗 1本	尾添	H4.11.25
	与平の楓 1本	尾添	H4.11.25
	無斑イワナおよび西俣谷源流生息イワナ	白峰 三ツ谷川支流西俣谷上流	H8.5.30
	鶴来本町通りのモミ 1本	鶴来本町三丁目	H10.3.20
	瀬波のカツラ 1本	瀬波	H10.11.9
	木滑新のケヤキ 1本	木滑新	H10.11.9
	大杉谷のハイトチ	白峰 釈迦ヶ岳国有林	H17.1.18
	市ノ瀬のコモチカツラ	白峰 山伏山国有林	H17.1.18

国登録有形文化財

	名 称	所 在 地	登録年月日
建造物	松任市ふるさと館（旧吉田家住宅） 主屋	殿町	H13.10.12
	松任市ふるさと館（旧吉田家住宅） 物置一	殿町	
	松任市ふるさと館（旧吉田家住宅） 物置二	殿町	
	松任市ふるさと館（旧吉田家住宅） 門	殿町	
	福岡第一発電所	河内町福岡	H13.10.12
	多川家住宅主屋	四ツ屋町	H16.6.9
	聖興寺千代尼堂	中町	H19.12.5
	聖興寺草風庵	中町	
	聖興寺本堂	中町	H23.1.26
	聖興寺客殿	中町	
	聖興寺茶室	中町	
	聖興寺座敷	中町	
	聖興寺庫裏	中町	
	聖興寺南土蔵	中町	
	聖興寺北土蔵	中町	
	聖興寺鐘楼	中町	
	聖興寺山門	中町	

本市の主な史跡・神社仏閣を以下に整理する（指定文化財との重複記載あり）。

史跡・神社仏閣

名称	地域	概要
松任城址公園	松任	旧松任城の本丸跡に作られた公園です。文政 2 年（1819）に若宮八幡宮の御飯屋（おかりや）が一時建てられたことから呼ばれるようになりました。
石の木塚	松任	浦島伝説とともに、整然と並んだ、5 本の立石（石川県指定文化財）が今も大切に保存され、市民に親しまれています。
島田の石仏	松任	旧松任市街の南方郊外に位置する島田町には、大きな自然石に仏像や梵字が刻まれた珍しい彫刻が、神社の向かいに安置されています。
松任沖海底林	松任	海浜公園の沖合い 1.8km、水深 20m 地点と、沖合い 3km、水深 30m 地点の海底に太古の広大な台地がありました。発見された海底の立木は、今から 8,000 年前の縄文時代早期のものです。
旭古墳群	松任	弥生時代後期後半から古墳時代後期の拠点集落跡で、特に北陸地方で四隅突出型古墳墓が発見されたことは考古学に新たな一石を投じました。
東大寺領横江荘荘家跡	松任	横江荘（よこえのしょう）は、奈良～平安時代初めに全国的に広がった初期荘園と呼ばれるもののひとつです。昭和 47 年・国の史跡に指定されました。
明達寺	松任	明治から昭和にわたり幾多の宗教書の著述や真宗思想の普及に努めた高僧暁鳥敏の生誕の寺として知られています。
松任金劔宮	松任	社記によれば、創立は養老元年（717）。武門武将の崇敬が厚く、松任城主嫡木氏の社殿造営によって壮麗を極めたと伝えられ、ＪＲ北陸本線踏切に接して青銅鳥居がそびえ立っています。
本誓寺	松任	奈良時代に白山を開いた泰澄大師の霊場として創始され、親鸞が越後に流罪となった折に、親鸞の教義に感化され、天台宗から浄土真宗に改宗している北陸有数の古刹です。
真教寺	松任	現在地に建てられたのは元和元年（1615）で、天和 2 年（1682）に鐘楼がつくられています。梵鐘は加賀藩の御用釜師で名工の初代宮崎彦九郎義一之作で、元禄年間に作られたと推定されています。
聖興寺	松任	境内には、俳句「朝顔や釣瓶とられてもらひ水」で有名な加賀の千代女の記念館「遺芳館」があり、遺墨（朝顔の句）や網代笠、愛用の手文庫などの遺品が公開されています。
若宮八幡宮	松任	後冷泉天皇の康平 6 年（1063 年）伊予の守源頼義の建立と伝えられており応神天皇を祀っています。
守郷白山神社	松任	社記によれば平安時代の創立とされています。神仏分離令によって明治 2 年（1869）に白山長吏三神澄遙から白山宮の本地堂が木津村の白山社に社殿として移築されました。
手取川古戦場	美川	天正 5 年（1577）上杉謙信の西上を阻むため、柴田勝家、前田利家は北加賀に進出しましたが、七尾城が上杉によって落城との情報が入り撤退を試みるも、運悪く増水していた手取川に退路を塞がれ大敗した古戦場です。

資料：白山市パンフレット（いらっし みまっし 白山市）など

史跡・神社仏閣

名称	地域	概要
宮前通り	美川	北前船の最盛期、船主や廻船問屋が藤塚神社の宮前通りである北町の一角に集まっていた。
道専山	美川	1531 年、小高い砂丘地に向一揆の土豪であった二木道専の館があったといわれています。
千代尼清水跡	美川	この湧き水地跡は、江戸時代から旅人の疲れを癒す場所として愛され、千代尼が行儀や俳句の手ほどきを受けた師匠のいる本吉町を往復する際に立ち寄ったとされます。
藤塚神社	美川	山王権現として崇拝され、神仏混合の神社でした。豪放華麗なおかえり祭りは、藤塚神社の春の祭礼です。
正寿寺	美川	天文元年(1532)末松村で開基され、元和5年(1619)本吉に移されましたが、天保5年(1834)の大火で焼失し、天保10年(1839)に現地に再建された古寺です。
徳證寺	美川	仏教学者・鈴木大拙が、美川小学校英語教師として町に滞在していた時に泊まっていた寺です。その鐘堂の鐘には、大拙の手による英文「The Bell of Peace & Liberty(自由と平和の鐘)」が今もなお残っています。
舟岡山遺跡	鶴来	舟岡山にある縄文時代中期の竪穴式住居跡です。昭和24年に発掘され、住居跡の面積から4~5人の家族が住んでいたと考えられています。
舟岡山城跡	鶴来	平安時代末期から江戸時代初期まで城として使われていました。舟岡山を横断する遊歩道があります。
手たたき清水	鶴来	別名「神影清水」「しでかげ清水」と呼ばれています。手を叩くと水が湧き出たことによりこの名がついたとされています。
歌占の滝	鶴来	幅3m、高さ6mの滝。歌占いにより生き別れた親子が再会したとの物語が残ります。
石切小原	鶴来	石切場。江戸時代から昭和初期まで採掘されていました。鶴来に現存する土蔵に使用されています。
天狗岩	鶴来	石切小原の終了後から昭和37年まで採掘された石切場。現在は切り出し跡が見られます。
白山比咩神社	鶴来	霊峰白山を神体山とする白山神社の総本宮です。
金劔宮	鶴来	「つるぎ」の由来となっている神社で、紀元前95年の創建と伝えられています。加賀千代女の俳額が奉納されています。また、鶴来八景の一つである不動滝は町中では珍しい落差のある滝です。
鶴来別院	鶴来	明治29年(1896)に完成しており、本堂は町指定文化財に指定されています。
一閑寺	鶴来	お堂の正面には自然の一枚岩を彫って作られた、日本最大級の高さ8mもの磨崖仏不動明王像があります。
筥笠中宮神社	吉野谷	白山七社のひとつで、別宮・佐羅宮とともに中宮三社ともいいます。
鳥越城跡	鳥越	加賀一向一揆の最後のとりでとなった鳥越城。現在は門や石垣が復元され、住時をしのぶことができます。
二曲城跡	鳥越	二曲城跡は鳥越城跡の小松方面に対する支城であったとされています。
白山本地堂	白峰	白山本地仏、国指定重要文化財である銅造十一面観世音菩薩立像など、白山信仰の歴史を今に伝える7体の仏様と泰澄大師坐像を安置しています。

資料：白山市パンフレット(いらっし みまっし 白山市) など

祭り・行事

本市には、国の重要無形民俗文化財に指定される「でくまわし」、県の無形民俗文化財に指定される「おかえり祭り」など、景観を彩る祭り・行事が催されている。

祭り行事名	開催時期	開催場所
獅子吼さくらまつり	4月	パーク獅子吼
北陸街道さくらまつり	4月	白山市青少年体育館周辺
緑と花のフェスティバル	5月	松任グリーンパーク
河内ふじ祭り	5月	河内町吉岡、内尾
美川おかえりまつり	5月	藤塚神社周辺
若葉まつり	5月	白峰温泉総湯前広場
白山スーパー林道ウォーク	5月	白山スーパー林道
御田植神事	5月	若宮八幡宮
雪おくりまつり	7月	白山スーパー林道内三方岩駐車場
白山まつり	7月	白峰温泉総湯前特設会場
白山まつり	7月	一里野温泉
横江の虫送り	7月	横江町内
白山千丈温泉 清流まつり	7月	河内町 白山千丈温泉
獅子吼の夏祭り	7月	獅子吼高原
C.C.Z. フェスティバル	7月	松任海浜公園
松任まつり	8月	松任駅～白山市役所
獅子吼高原スカイフェスタ	8月	獅子吼高原
千代女あさがおまつり	8月	松任総合運動公園
中宮温泉薬師まつり	8月	中宮温泉
柏野じょんがら踊り	8月	柏野じょんがら公園
鳥越一向一揆まつり	8月	出合町 食彩館せせらぎ周辺
一里野音楽祭	8月	白山一里野高原
手取川夏まつり	8月	美川体育館前
白山鳥越そばまつり ～そば花まつり～	9月	三ツ屋野町
白山路サイクルフェスタ	9月	十八河原公園～道の駅「瀬女」
白峰自然観察会	9月	白峰地域・太田谷村道
ほうらい祭り	10月	鶴来
千代女全国俳句大会	10月	千代女の里俳句館
松任獅子まつり	10月	千代尼通り商店街
吉野工芸の里フェスタ	10月	吉野工芸の里
白山スーパー林道早朝紅葉ウォーク	10月	白山スーパー林道
菊花フェスティバル	10月	松任総合運動公園屋内運動場
百万貫岩まつり	10月	白峰百万貫岩特設会場
白山鳥越そばまつり ～新そばまつり～	11月上旬	出合町道の駅「一向一揆の里」
雪だるままつり	2月	桑島地区、白峰地区
東二口文弥まつり（人形浄瑠璃・でくの舞）	2月	東二口歴史民俗資料館
深瀬のでくまわし観賞会	2月	深瀬でくまわし保存会館
溪流魚の雪像祭り	2月	セイモアスキー場

歴史・伝統・文化的特性の捉え方

歴史的資源を見つける

古い建物や土木構造物、古木などの歴史的資源を発見し、まちの歴史を伝える拠点としての空間整備に活かすよう検討する。

地域の歴史をひも解く

計画地周辺の歴史や由来、史実などを調べ、空間整備に活かすよう検討する。

地域の素材を活かす

素材の経年の変化（エイジング）を考慮して、地域の地場産材を活用し、味わいのある景観づくりを検討する。

地域の固有の技を見つける

地域の伝統的な工法・技術の活用や再現をすることで、地域の歴史を継承できるよう検討する。

文化的要素をイメージ化する

地域の工芸技術や特産物などの形、色彩、イメージなどをバランスよく景観デザインに活かすよう検討する（ただし、直喩的な表現は、デザインの質を落とす場合もあるため、吟味する必要がある）。

地域の行事や風習を活かす

地域の行事や風習を把握し、その開催を妨げることのないよう配慮して整備するとともに、一層引き立たせるような景観デザインを検討し、地域の伝統を継承できるようにする。

周辺環境に注目する

計画地周辺の産業や文化、それらが持つイメージなどを空間整備に活かせるよう検討する。

歴史・伝統・文化的特性を捉える手法例

- ・文献資料や古い写真、古地図を収集する（町の成り立ち、町名の由来、土地利用の変遷、暮らしぶり、生活文化など）
- ・博物館、美術館、図書館などで調べる
- ・地元関係者や専門家へヒアリングする
- ・文化財、古木を調べる
- ・地元の学校の校歌にキーワードがないか調べる
- ・資源マップを作成する
- ・地域の行事に参加する
- ・現地でフィールドワークを行う（人の流れ、暮らしぶりなど）

3 各施設共通の整備指針

(1) 共通の基本配慮事項

基本目標・基本方針を踏まえ、各種公共事業において、共通して配慮すべき基本的な事項を以下のように定める。

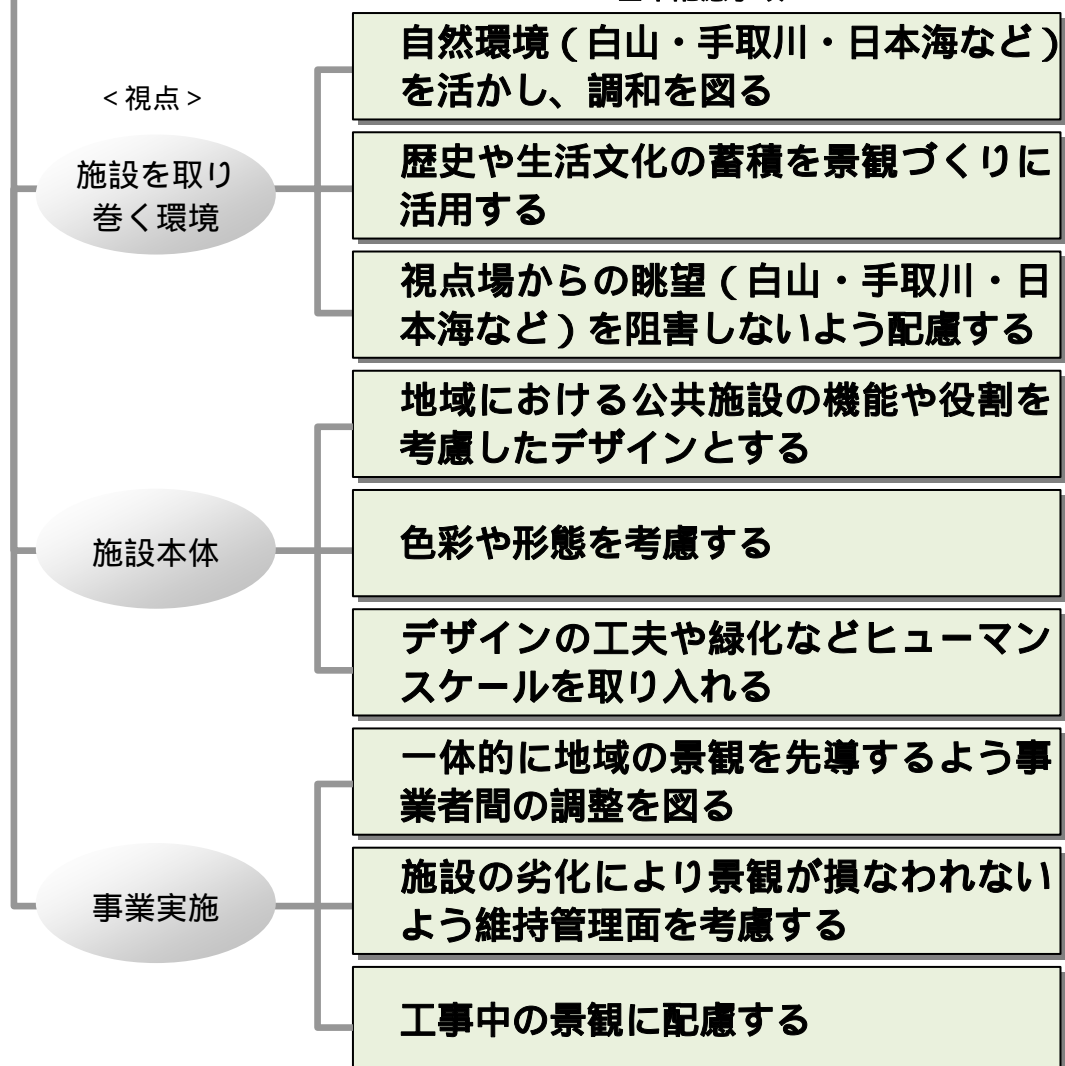
基本目標

「未来へつなぐ白山市の美しく魅力あふれる景観」
～豊かな自然と歴史・伝統・文化を感じる景観づくり～

基本方針

- 1 美しい白山・手取川・日本海などの魅力的な地形資産を守る景観づくり
- 2 景観の礎として歴史・伝統・文化を保全し、受け継ぐ景観づくり
- 3 四季・時間を感じることができる景観づくり
- 4 地域の産業を活かした彩りのある景観づくり
- 5 地域の人々が積極的に参画できる景観づくり
- 6 個性ある魅力的な景観づくり
- 7 地域をつなぐ連続性のある良好な道路沿道や鉄道沿線の景観づくり

基本配慮事項



基本配慮事項

自然環境（白山・手取川・日本海など）を活かし、調和を図る

- ・ 日本海から白山までの変化に富んだ地形を活かし、地形の改変は最小限にとどめる。
- ・ 事業地の周辺環境や背景となる自然環境とのバランスに配慮して施設づくりを行う。
- ・ 多様な生物が生息する自然環境を保全、創出する。
- ・ 広葉樹や草花の植栽、水辺空間の活用などにより、四季折々の魅力が感じられる景観を創出し、潤いある地域環境の創造を先導する。
- ・ 緑化を推進することにより、環境負荷の軽減を図る。
- ・ エコ・リサイクル製品や省エネ型の設備・構造を採用するなど、環境にやさしい施設づくりを目指す。

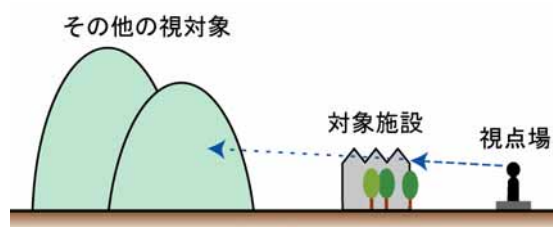


歴史や生活文化の蓄積を景観づくりに活用する

- ・ 地域の歴史的変遷、文化などを把握し、景観づくりに活かす。
- ・ 地域の個性を表現する資源（景観資源、地場産材、工法・技術など）を活かす。ただし、過剰にならないよう配慮する。
- ・ 地域住民の郷土への愛着、生活感覚などを尊重し、人々に親しまれる景観とする。
- ・ 歴史文化遺産などの地域の景観資源を保全・活用し、文化の創造、観光の推進を図る。
- ・ 地域の将来動向などから地域の変化を予測する。
- ・ 建築物などの既存ストックを効果的に活用する。

視点場からの眺望（白山・手取川・日本海など）を阻害しないよう配慮する

- ・ 視点場と対象施設、その他の視対象（白山、山並み、景勝地、ランドマークなど）との関係を考慮し、眺望景観を阻害しないようにする。
- ・ 近景・中景・遠景、俯瞰景観や仰望景観など、様々な視点場からの見え方に配慮する。
- ・ 公共事業が率先して眺望景観に配慮した施設づくりを行うことにより、民間施設への啓発・波及を促進し、眺望景観の保全を図る。



地域における公共施設の機能や役割を考慮したデザインとする

- ・施設の機能や役割、立地条件や利用特性を把握し、効果的な施設となるよう計画する。
- ・施設の本来の役割に加え、賑わい創出や地域活性化に資する施設を目指す。
- ・施設の機能や役割などから、景観上、その施設が「図（主役）」と「地（脇役）」のいずれであるかを判断する。「図」の場合は周辺に調和しつつ、地域を先導する景観デザインとし、「地」の場合は周辺との調和に重点を置いてデザインする。
- ・計画段階から地域住民の意見を取り入れる場を設けるなど、市民ニーズの把握に努める。



「図」と「地」...物の見え方に関する基本的概念の一つ。「図」とは、全体の中で浮かび上がって見える部分を指し、「地」とは、その背景として知覚される部分を指す。

色彩や形態を考慮する

- ・色彩は、景観に与える影響が大きいため、周囲からの見え方に十分配慮する。
- ・鮮やか過ぎない色彩とし、周辺環境（白山をはじめとする山間部、市街地など）と色彩や色調を合わせるなど、周囲の景観特性に調和するよう工夫する。
- ・素材や方角、時間帯などにより、色の見え方が変化することを考慮する。
- ・ベースカラーやアクセントカラーなどの配色、使用面積を工夫する。
- ・建築物や構造物などの形態は、その施設が「図（主役）」と「地（脇役）」のいずれであるかによって、周辺との調和や先導性とのバランスを考慮してデザインする。



デザインの工夫や緑化などヒューマンスケールを取り入れる

- ・休憩施設や親水空間の整備、植栽などによる潤いの創出、歩行空間の確保、バリアフリー化の推進など、利用者の利便性や快適性、スケール感、動線、目線を考慮し、安全・安心に利用できる人にやさしい施設となるようデザインする。
- ・大規模な建築物や構造物などの計画にあたっては、周辺のまちなみとの調和を図るとともに、デザインの工夫、緑化、ゆとりある空間の確保など、ヒューマンスケールを取り入れる。



バリアフリー...障害のある人や高齢者を含むすべての人が、あらゆる分野の活動に平等に参加する上で、様々な障害が取り除かれ、安全かつ快適な生活を送ることができるようにすること。

ヒューマンスケール...人間の感覚や動きに適合した、適切な空間の規模や物の大きさ。

一体的に地域の景観を先導するよう事業者間の調整を図る

- ・事業者や事業時期の違いによって、隣接する同種の施設とデザインの不調和を招かないよう、組織間の連携を推進し、関連計画や周辺の事業を調べ、必要に応じて事業者間の調整を図る。
- ・道路と公共建築物など、隣接する施設はできる限り事業相互で連携し、エリアとして一体的に地域の景観を先導するような景観形成に努める。



施設の劣化により景観が損なわれないよう維持管理面を考慮する

- ・エイジング や維持管理のしやすさ、ライフサイクルコスト、気候風土などを考慮し、長寿命化に対応した施設整備を行う。
- ・施設の劣化により良好な景観が損なわれないよう、計画的・効率的な維持管理を行う。
- ・市民参加を推進し、地域住民が施設の活用や維持管理を行えるよう支援する。また、計画段階から地域住民などの意見を取り入れる場を設け、維持管理に参画できる仕組みをつくるなど、官民の協働と役割分担による公共施設の管理・運用を目指す。

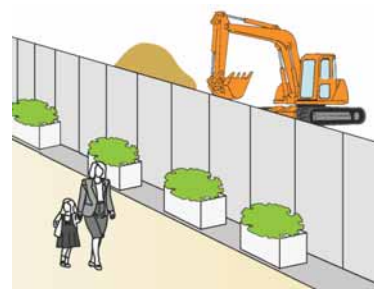


エイジング...材料の経年変化、樹木の成長など。

ライフサイクルコスト...製品や構造物などの費用を、調達・製造～使用～廃棄の段階をトータルして考えたもの。

工事中の景観に配慮する

- ・工事用看板、バリケードなどは、デザインや色について周辺との調和に配慮するとともに、市民へのわかりやすい情報提供に努める。
- ・工事が長期に及ぶ場合は、仮囲いの設置などにより、現場の繁雑さを感じさせないよう工夫する。
- ・仮囲いは、周辺景観との調和に配慮してすっきりとしたデザインとし、通行者に圧迫感を感じさせないよう、できる限り敷地境界から後退させて設置し、緑化に努める。



（２）共通要素の整備指針

各種公共事業における共通要素の整備指針を以下のように定める。

法面

現況の地形に応じた構造及び形態とし、圧迫感を軽減させるよう努める。また、法面の覆工については、緑化による修景など周辺景観との調和に努める。

配慮事項

- 大規模な法面の場合には、法面の勾配はできる限り緩やかにとるなど、原地形になじませるよう努める。
- その地域の自然環境に配慮して、在来種などによる植生を施すなど、周辺状況になじませるよう努める。



法面を緑化し、周辺景観との調和に配慮（鶴来清掃センター）

擁壁

自然素材の利用など、意匠、色彩及び素材について工夫を行い、周辺景観との調和に努める。

配慮事項

- 植物などによる擁壁前面の緑化や、擁壁の表面処理などにより周辺景観との調和に努め、圧迫感及び違和感の軽減に努める。
- 特に景観に配慮すべき地域や地区では、自然石・地場産素材の活用、植栽との併用などによる周辺景観と調和した形態及び素材に配慮する。



擁壁前面に植栽し、周辺景観との調和に配慮（白木峠線）

護岸

生物の生息・繁殖環境と多様な景観の保全・創出に配慮した適切な工法の採用に努める。

配慮事項

- 自然環境に応じて、生物の生息に配慮した構造と
するなど、生態系の保護に努める。
- 自然とのふれあいができるような親水空間の創
出に努める。
- 自然素材や環境保全型ブロックの活用、景観に配
慮した人工的な表面処理などにより、周辺景観に
調和した意匠・形態になるよう努める。
- 埋立護岸については、周辺景観に圧迫感や違和感
を与えないよう、形態をコンパクトにするなど配
慮する。



水際に淵や階段を整備し、水生生物、
親水性に配慮（直海谷川）



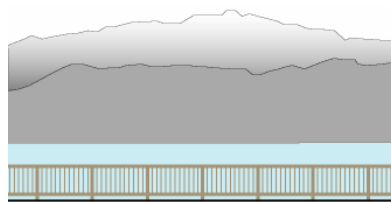
環境保全型ブロックを採用し、周辺景観
との調和に配慮（美川海岸）

防護柵

防護柵としての機能を確保しつつ、意匠、色彩及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努める。

配慮事項

- 周辺景観との調和に配慮し、意匠はできる限りシンプルなものとする。
- 歩道用の転落防止柵は縦柵を基本とする。



縦柵の転落防止柵



高橋川に設置された縦柵の転落防止柵
(鶴来本町)

- 色彩は国土交通省道路局監修の「景観に配慮した防護柵のガイドライン」により、ダークブラウン、グレーベージュ、ダークグレーの基本3色及びオフホワイトとし、材質は鋼製を基本とする。
特に景観上の配慮が必要な地域については別途検討する。ただし、汎用性が高く、点検・補修が容易な構造を持つ材料を使用するなど、維持管理について十分に考慮する。
- 近接して設置される他の施設との調和に努める。
- 中心市街地や観光地周辺では、人との親和性に配慮する。
- カーブが連続するなど、視線誘導が必要な箇所については、景観を阻害しないよう配慮して、反射シートなどの設置を行う。



景観に配慮してダークブラウンのガードパイプを採用(上野町)

舗装

舗装としての性能及び安全で快適な走行性と歩行性を確保するとともに、視点位置によっては景観に大きく影響を与えるため、周辺景観に調和するような素材、色調の採用に努める。

配慮事項

- 車道舗装の色は、アスファルト舗装の場合は黒色を基本とし、彩色する場合は低彩度の自然色を採用して、ドライバーの運転環境と周辺景観に配慮する。

- 歩道舗装は、D I D 区域についてはアスファルト舗装を基本とし、彩色する場合は低彩度のものとする。D I D 区域以外においてはコンクリート舗装を基本とする。

D I D...人口集中地区(Densely Inhabited District)。

- 自転車道や公園・緑地歩道、都市広場などの舗装に彩色する場合は、自然色に近いものとし、素材は維持管理がしやすいものとする。

- 中心市街地や歴史的まちなみにおける事業など、地域特性を考慮する場合は、周辺景観に調和した意匠、形態となるよう素材、色調に配慮する。
(ただし、走行性を損なうような素材の使用は避け、過剰とならないよう配慮する。)

< 舗装材例 >

ブロック舗装	脱色アスファルト舗装	カラー舗装
		
まちなみに調和したブロック舗装 (別院通り / 鶴来地域)	歴史的なまちなみを引き立てる舗装 (五十鈴通り / 美川地域)	周囲の色調を考慮した舗装 (松任城址公園横)
地場産材	廃材リサイクル景観品	石張り舗装
		
瓦廃材を利用した緑道の舗装 (松任学習会館横)	廃材を利用した平板タイル (相木町)	歴史的なまちなみに合わせた石畳 (大正通り / 美川地域)



十分な幅員のある歩行者自転車道では、歩行者と自転車の走行空間を色で区分けするなどして、安全性にも配慮する



市街地の地域特性に配慮した歩道舗装
(相木町)

標識及び公共広告物

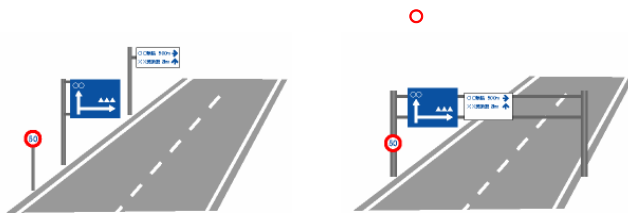
道路標識としての安全で利便性の高い機能を確保しつつ、設置数は最小限とし、表示すべき情報や掲示内容の整理整合、適切な場所への設置に努める。

また、良質なデザインや環境への配慮により、地域の良好な景観や環境づくりに資する広告物の設置に努める。

配慮事項

標識

- できる限り形態、意匠、高さを統一し、共架などにより集約化に努める。
- 近接して設置される他の道路附属施設との調和に努める。



道路標識などはできる限り共架にすることが望ましい

- 特に景観上の配慮が必要な地域や道路では、視点と視対象を意識した配置とし、標識柱及び標識板の裏面を落ち着いた色彩とするなど、周辺景観との調和に努める。



周辺景観と調和するよう標識の裏面を茶色に塗装（山島台）

公共広告物

- 過剰な広告や周辺景観から浮き立つ広告を避け、地域を特徴づけるデザインや素材などを用い、良好な景観形成に努める。



歴史的まちなみを特徴づけるデザインの採用（宮前通り）

- 基本的に控えめな表現を心がけ、その上で、マークやロゴ、素材など様々な要素を吟味し、見やすさ、分かりやすさなどすべての利用者に配慮して、良質かつ普遍的なデザインとなるよう工夫する。



広告が建築物と調和
(千代女の里俳句館)

- 自然素材の持つ風合いや質感などの特色を活かし、地域景観との調和、景観のアクセントとなるよう努める。

- サインを集合化し、すっきりとしたサイン表示を行うことにより、地域景観への配慮、省資源化に努める。



サインはできる限り集合化させることが望ましい

- 環境配慮型素材やリサイクル製品を使用するなど、省資源化や再資源化に努める。

無電柱化

歴史的・文化的地区や商店街、市の玄関口となる駅の幹線道路沿線など、特に景観上の配慮が必要な場所では、無電柱化することにより美しいまちなみの形成に努める。

配慮事項

- 電柱や電線類は、景観を阻害するばかりでなく、通行の妨げともなり、地震・台風時には倒壊により甚大な被害を引き起こす可能性もあることから、特に景観上の配慮が必要な場所から、無電柱化に努める。
- 地上機器の設置スペースの確保や家屋の連担状況、町割り、事業費、工事期間、沿道住民の合意形成など、対象地の実情に合わせて、適切な整備手法を選定する。

<無電柱化の効果>

良好な景観の創出

市街地のまちなみづくり

歴史的なまちなみづくり

観光地の景観づくり など

安全・安心な道づくり

通行の妨げとなっている電柱の撤去

防災対策

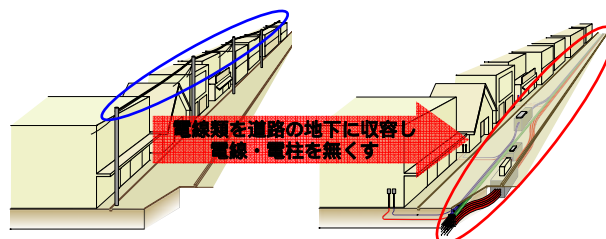
地震・台風への備え

<整備手法>

- 地中化方式
単管路方式
トラフ・FA方式

地中化のイメージ（整備前）

地中化のイメージ（整備後）



- 裏配線方式
裏側道路配線
背割配線
脇道配線

裏配線のイメージ（整備前）

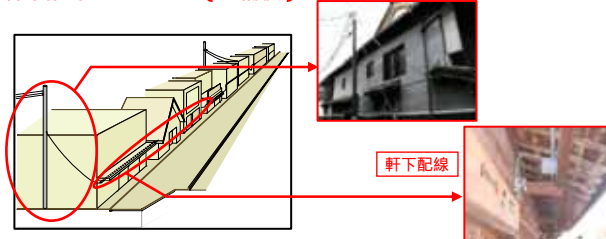
裏配線のイメージ（整備後）



- 軒下配線方式
軒下配線
壁面配線

軒下配線のイメージ（整備後）

引込配線



画像出典：国土交通省 道路局

- 地上機器の設置にあたっては、設置者と協議の上、周辺景観に調和した意匠、色彩を採用するよう努める。また、小公園などの公共空間への集約や民地への設置なども検討するとともに、木製カバーや植栽で囲うなど、まちなみ景観の向上に努める。



沿道に地上機器を設置
(千代尼通り)

- 地上機器の設置が難しい箇所については、設置者と協議の上、柱状式なども採用できるよう努める。

- 無電柱化に合わせ、道路空間の整備や沿道空間の修景整備の誘導に努めることにより、まちなみ全体の景観向上に努める。



電線類の地中化によるまちなみ景観が
向上(千代尼通り)

照明施設

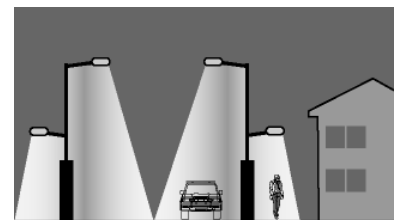
周辺景観と調和した照明方法の工夫や、意匠及び色彩となるよう努める。

配慮事項

- 器具及びポールの形態・意匠・色彩などは、できる限りシンプルかつ統一感のあるものとする。
- 近接して設置される他の施設（防護柵、標識柱など）との調和に努める。
- 周辺施設との位置関係を考慮し、乱雑にならないよう集約して配置する。ただし、適切な輝度を確保する。
- 汎用性が高く、点検・補修が容易な構造を持つ材料を使用するなど、維持管理について十分考慮する。
- 周辺景観や夜間景観を考慮し、ライトアップなど、必要に応じ検討する。



周辺景観に配慮した照明器具（山島台）



光の届く範囲を考慮して、照明の配置を設定する



ライトアップによる夜間景観の演出（ラブリッジまっとう）

緑化

緑化の目的を明確にし、周辺景観に調和した適正な樹種の選択、配植デザイン、管理計画の策定・実施などに努める。

配慮事項

- 緑化の目的を明確にする。

< 目的例 >

- ・ 環境の維持、改善（気温や日照の緩和など）
- ・ 防災（延焼防止、防風、法面保護、治山など）
- ・ 修景（視線誘導、まちなみのアクセント、人工物の景観緩和など）
- ・ 健康・レクリエーション（散策、休息、運動、自然学習など）
- ・ 生物の生息環境保全など
（景観や施設の機能上、緑化しないという選択もあり得る。）



植栽による遮蔽で人工物の景観を緩和

- 計画に先立っては、自然（気象など）、土壌、周辺の既存植生、対象地の状況を把握する。



連続性のある街路樹

- 目的と対象地の状況に応じた適正な樹種の選択、配植デザイン（連続、リズム、整形、不整形など）を行う。（特に、自然環境の保全が必要な区域の周辺では、本来の植生に影響を及ぼす恐れがないよう、在来種の使用に努める。）



表情が豊かな公園の樹木

- 地域の景観特性を高めるため、既存植生の保全・活用に努める。

- 四季の移り変わりによる変化、生長による変化など、時間的な景観変化に配慮する。

- 樹木などの生長を見越した植栽計画の立案、管理の実施に努める。



四季の移り変わりを感じさせる植栽
（松任総合運動公園）

4 施設別の整備指針

各種公共事業における施設別の整備指針を以下のように定める。

(1) 道路

基本的考え方

道路は、人々の往来や物流のための重要な役割を果たしている公共空間であり、その沿道には、山並み、田園、まちなみなど多種多様な景観が広がっている。

これからの道路には、安全性や機能性はもとより、快適性や美観性などの質的充実が求められていることは勿論、まちなみ修景整備による賑わい創出が強く求められており、人や環境に優しく、美しい景観を守り育て、知的情緒が感じられるなど、感性あふれる個性的な道路づくりが重要となってきた。

さらに、海や山、田園などの美しい自然や歴史的まちなみなど、それぞれの地域特性を踏まえ、周辺景観との調和に配慮しながら、新しい景観の創造に努める。

路線の選定

周辺環境を十分考慮し、白山・手取川・日本海などの風景を活用するとともに、自然の保全や調和に努める。

配慮事項

- できる限り自然地形の改変を抑え、周辺景観を大きく損なわないよう配慮する。



白山への眺望の見通しなどに配慮

- 歴史的まちなみ、建造物などのすぐれた景観資源の保全に努める。



沿道の歴史的まちなみの保全（白峰）

道路緑化

周辺環境を勘案し、できる限り緑豊かな道路景観となるよう努める。

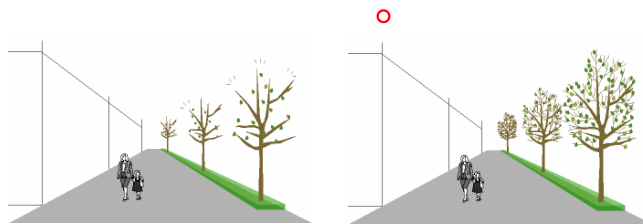
配慮事項

- 樹木の選定にあたっては、地域の気候、風土、植生、維持管理のしやすさを考慮し、個性ある道路景観とするよう努める。



緑化による地域個性の創出
(国道 157 号)

- 街路樹はできる限り自然樹形を保たせ、緑豊かな道路景観となるよう努める。



自然樹形を保つように剪定することが望ましい



緑豊かな道路景観の保全
(石川ソフトリサーチパーク)

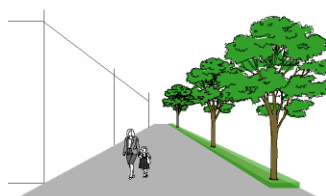
- 既存の樹林や樹木などではできる限り保全し、必要に応じて樹木を移植するなどして活用するよう努める。

- 沿道には、できる限り植樹を施し、中央分離帯や交通島についても交通安全上支障のない範囲で緑化に努める。



交通島へ植樹(山島台)

- 歩道部は、快適な歩行空間とするため、樹種の選定や樹木の配置を工夫して、積極的に緑化に努める。



積極的な緑化と適正な維持管理に努める



歩道への植栽により潤いの創出
(国道 157 号)

道路占用物

配置、形態、意匠及び色彩について、規制、誘導に努めるとともに、できる限り整理統合し、周辺景観を阻害しないよう努める。

配慮事項

- 電線などの建柱位置については、歩行者の妨げとならないよう配慮する。中心市街地、歴史的なまちなみなど、特に景観上の配慮が必要な地域では、無電柱化に努める。
- ベンチ、彫刻、ゴミ箱、電話ボックスなどのストリートファニチャーは、その配置、形態、意匠及び色彩が周辺景観に調和するよう努める。
- 歴史的なまちなみ、温泉観光地、景勝地など、特に景観上の配慮が必要な地域では、自動販売機においても、設置業者の協力を得て周辺景観に配慮したものとするよう努める。



安心して歩けるよう無電柱化を実施
(千代尼通り)



周辺景観に調和したバスシェルター
(松任駅前)

道路休憩施設

運転者や歩行者に安らぎを与える空間とするため、周辺景観と調和し、眺望が良く、安全で快適な場所となるよう努める。

配慮事項

- 眺望景観を考慮して、視点場となるような位置選定に努める。
- 周辺景観と調和した緑化を行うよう努める。
- 地域の独自の自然・歴史・文化などを考慮し、施設などの形態、意匠及び色彩に配慮する。



白山眺望に配慮して道路休憩施設を整備
(白山スーパー林道)

沿道まちなみの修景

景観上の配慮が必要な道路整備を行う際には、道路空間の修景と合わせて、沿道のまちなみ修景を行うよう誘導に努める。

配慮事項

- 道路整備に合わせて、住民が主体となって「地区計画」や「景観まちづくり協定」を策定し、ルールに基づいて沿道も含めた整備区間全体の景観整備を行うよう、誘導に努める。

地区計画…都市計画法に規定されたもので、道路、公園等の配置や建築物等について、住民の合意に基づき、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。



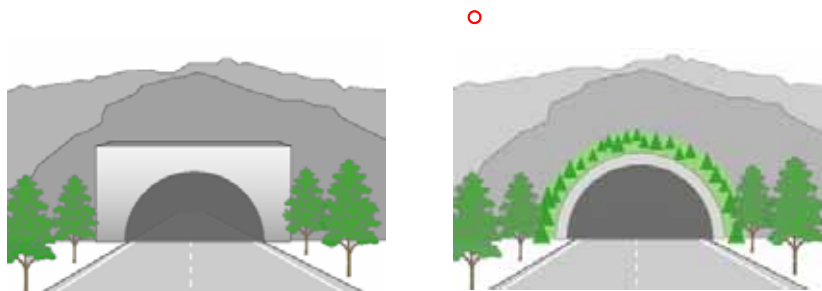
協定により美しいまちなみを形成
(千代尼通り)

トンネル

坑口部は、周辺の地形になじむ構造及び形態とし、周辺景観との調和に努める。

配慮事項

- 坑口部周辺地形の改変を最小限に抑え、自然・植生の復元が可能な形式・工法や坑口位置の選定に努める。



坑口部周辺を植生するなど、地形になじませるようにすることが望ましい

- 坑口部壁面は、意匠・色彩及び素材などについて工夫を行い、周辺景観との調和や圧迫感の軽減に努める。



周辺景観にそぐわないデザインは避ける



坑口部壁面を石積み調とし周辺景観に配慮（赤谷第二トンネル）

- トンネル内部は、閉鎖感や暗さ、視環境の単調さをやわらげる舗装や内装、照明の工夫などに努める。



閉鎖感や暗さ、視環境の単調さをやわらげるトンネル内照明（三坂トンネル）

(2) 橋梁

基本的考え方

橋梁は、歴史や文化を背景にした地域のシンボルとして、また、地域を結ぶ人々の交流点として親しまれてきている。

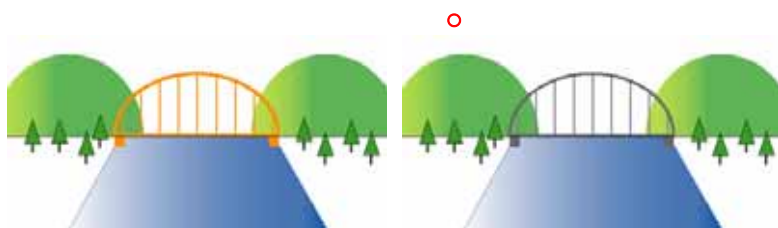
橋梁は山並みやまちなみを背景にした水に浮かぶ風景として、それ自体が優れた景観となりうるものである。そのため、計画段階で現況の景観を保全するか、新たな景観を創出するかを検討し、経済性や安全性及び快適性に加え、周辺の自然やまちなみとの調和に努めながら、色彩などを工夫し、それぞれの地域にふさわしい美しさや個性のある橋梁景観の形成に努める。

橋梁本体

主要な眺望点からの眺望に配慮するとともに、橋梁の構造、形態、意匠及び色彩は、周辺景観との調和に努める。

配慮事項

- 橋梁形式の選定にあたっては、各形式の特徴と支間割などのプロポーシオンを検討し、周辺景観との調和に努める。



白山眺望や手取川と調和したデザイン・色彩

- 設計においては、機能的・構造的必然性を重視し、過度な装飾を避けたシンプルなデザインとする。
- 地形の改変、既存植生の損傷を最小限とするよう、施工方法を含めて検討する。



過度な装飾を避けたシンプルなデザイン（大巻だんど橋）



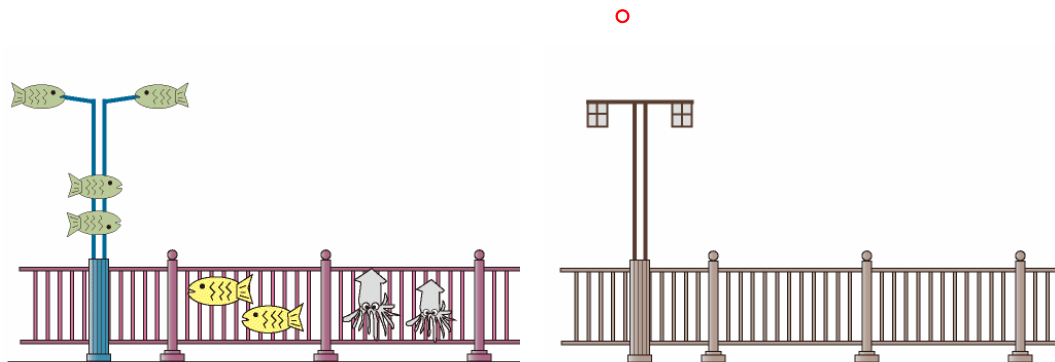
自然の改変を最小限に（鳥越大橋）

橋梁付属物（高欄、照明施設、舗装、排水施設など）

主要な眺望点からの眺望に配慮するとともに、橋梁本体とバランスのとれた形態、意匠及び色彩とし、周辺景観との調和に努める。

配慮事項

- 橋梁付属物の形態、意匠、素材及び色彩は、遠景と橋上などからの近景の両面から橋梁本体との調和に配慮するとともに、周辺の自然やまちなみとの調和にも努める。



自己主張が強いデザインモチーフは避けることが望ましい

高架橋・歩道橋

沿道住民や歩行者などに与える圧迫感をやわらげるよう配慮するとともに、周辺景観との調和に努める。

配慮事項

- 市街地や景勝地などでは、橋桁・橋脚などに曲線処理を施したり、スリムに見えるようデザインを工夫したりするなど、周囲に与える圧迫感や威圧感をやわらげるように努める。



スレンダーな印象となるよう色彩を工夫し、防護柵は橋本体と調和するよう目立たないものを採用（ラブリッジまっとう）

- 排水管、電線管などの付属物は、目立たないように工夫し、橋梁本体との調和に努める。

(3) 河川・水路

基本的考え方

河川や水路は、古くから地域の住民と深い関わりを持ち、治水や利水の面から生活、農業及び文化に大きな影響を与えてきた。

また、河川・水路は生物の生息の場としても重要であるとともに、上流、中流及び下流といった流れの位置や周囲の地形などにより、それぞれの流域の特性に応じて優れた景観を見せている。

河川・水路の整備では、自然環境、景観、歴史、文化との調和にも配慮しながら、うるおいと親しみのある緑豊かな親水空間となるよう、良好な景観の形成に努める。

河川全般

「多自然川づくり基本指針」を基本として整備し、管理上支障がない範囲で親水性の向上に努める。

配慮事項

- 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する。

「多自然川づくり基本指針（国土交通省 H18.10）」



手取峡谷などの良好な景観の保全と視点場の整備（黄門橋）



自然とのふれあいの場になるよう、自然石張護岸のせせらぎを整備（山島用水）

堤防

自然に近い形態となるよう配慮する。

配慮事項

- 自然素材などの活用により、自然生態系保全と親水性の向上に努める。
- 瀬と淵、わんど、河畔林などが現存する良好な環境資源をできる限り保全する。
わんど...川のよどみ（死水域）
- 植栽や緑化にあたっては、周辺の植生に配慮し、在来種の採用に努める。
- 維持管理が容易になるよう整備・工夫に努める。
- 坂路や階段の配置によって、単調になりがちな景觀に変化を与えるよう工夫する。



河畔林、瀬・淵を活かして河川を整備
（河原田川 / 輪島市）



部分的に階段護岸を整備し、親水性を確保するとともに、単調な景觀に変化を与えるよう工夫（直海谷川）

護岸

生物の生息・繁殖環境と多様な景観の保全・創出に配慮した適切な工法の採用に努める。

配慮事項

- 自然環境に応じて、生物の生息に配慮した構造とするなど、生態系の保護に努める。
- 自然とのふれあいができるような親水空間の創出に努める。
- 自然素材や環境保全型ブロックの活用などにより、周辺景観に調和した意匠・形態になるよう努める。
- 河川護岸の天端は、極力コンクリートが出ないように工夫する。



護岸肩部の硬い印象を和らげるよう、護岸天端付近を緑化（倉部川）

水路

地域用水機能を確保するとともに、歴史的景観の保全、周辺景観との調和に努める。

配慮事項

- 自然素材などの活用により、自然生態系保全と親水性を確保する。



縦排水路の制水工に自然石を使用して自然との一体性に配慮（白峰ノ主要地方道白山公園線）

- 維持管理が容易になるよう管理階段の設置やカバープランツの植栽など整備・工夫に努める。

カバープランツ...日本語では地被植物または被覆植物。地表を覆うように生育する植物の総称で、茎や枝を横に伸ばして地面や壁面などを低く薄く覆うため、土壌の乾燥や土の流出、雑草を防ぐ効果がある。



開花期間の長いヒメイワダレソウを選定



防草効果のあるカバープランツを植栽し、維持管理の軽減と景観向上に貢献（大慶寺用水）

水門・樋門及び排水機場など

位置、形態、意匠、色彩及び素材に配慮し、周辺の水辺景観を阻害しないよう努める。

配慮事項

- 地域の歴史、文化、周辺景観との調和に努める。
- 地域産材や自然素材などの活用により、生態系保全と親水性確保に努める。
- 放流箇所などは、流水による造形などを考慮した意匠・構造とするよう努める。
- 周辺景観から突出する構造となる場合、景観への影響を最小限にとどめるよう施設周辺の植栽などに努める。



周辺景観と調和したデザイン・色彩



水門などの構造物は植栽などにより周辺景観との調和に配慮



魚道が設けられている手取川の白山頭首工（白山町）

(4) 砂防・治山

基本的考え方

砂防・治山設備は、土砂災害から住民の生命・財産を守り、安全で安心して生活できる国土基盤を創設するものであるが、周辺景観に影響を及ぼす恐れもある。そのため、施設整備にあたっては、国土保全の観点から防災機能を確保した上で、できる限り周辺景観に調和した工法を取り入れ、地域の個性を尊重しつつ良好な景観の保全及び形成に努める。

また、林地は人々が身近な自然とのふれあいを求める場であるとともに、生物の生息の場であるため、施設設置にあたっては、できる限り自然に近い形態となるよう配慮し、うるおいと親しみのある緑豊かな森林空間としての整備に努める。

えん堤工・谷止工・流路工及び護岸工など

形態及び意匠の工夫や自然素材の活用などにより、周辺景観との調和に努める。

配慮事項

- 周辺景観を阻害しない位置や形式、施設規模、施設と背景のバランスを検討し、機能美として安定性・安心感を表現する。
- 周辺景観に調和する工種の選定や地形改変を抑えた施工法を検討する。
- 溪流の空間とそれを囲む溪畔林空間とを物理的・視覚的に分断しないように配慮する。
- できる限り階段式護岸、溪畔林、標識などの整備を進め、親水空間や森林とのふれあいの場を整備する。
- 時間の経過とともに周辺景観に馴染んでいく形式、材料を選定する。



現地の自然石を取り入れて護岸を整備
(上出合川 / であいふれあい公園)



親水性を配慮した階段護岸を整備
(後世川 / パーク獅子吼)

- 周辺景観を阻害しない位置や形式、施設規模、施設と背景のバランスを検討し、安定性・安心感を表現する。
- 森林空間を物理的・視覚的に分断しないように配慮する。



周辺市街地との景観の調和に配慮し、自生立木を残存（白山町）

- 法面の緑化、在来種の利用など、周辺景観に馴染んでいく形式、材料を選定する。
- できる限り植生、歩道、標識、安全柵などの整備を進め、森林とのふれあいができるようにする。



既存樹木を残して山腹面をロープネット工により復旧（白山町）

(5) ダム

基本的考え方

ダムは、治水、利水をはじめとして、広く流域の住民の生活や財産の保護保全に資する重要な構造物である。

ダムは自然の中の大規模な人工構造物として、地域の自然環境に影響を与えることもあるため、現存する自然環境を最大限に保全するように努める。また、ダムサイト及び貯水池が新しい景観の創出に極めて重要な役割を果たしていることから、地域のランドマークとして、人との触れ合いを考慮した展望施設、休憩施設、遊歩道などの設置について配慮し、人々にうるおいとやすらぎを与える場所として整備に努める。

堤体

形態及び意匠は、周辺の自然との一体感を有した景観づくりに努める。

配慮事項

- 境界部の納まりや、空間の連続・分節のバランスに配慮し、巨大な人工構造物が周辺景観に違和感を与えないよう努める。
- 視点場からの堤体の見え方に配慮する。
- 流域の地域特性を意識したデザインや地域産材の活用に努める。



山並みのスカイラインや地形に配慮
(手取ダム)

ダム本体周辺構造物（管理事務所など）

形態及び意匠などを工夫し、ダム本体及び周辺景観との調和に努める。

配慮事項

- 管理棟、取水設備などは、意匠・素材・色彩を自然に調和したものとするよう努める。
- 流域の地域特性を意識したデザインとなるよう努める。



管理棟に県産木材を使用して景観に配慮
(寺田川ダム / 能登町)

ダムサイト及び貯水池周辺

自然環境の保全・復元と周辺の自然景観の四季や経年の変化に配慮する。また、展望施設、遊歩道などは、視点場を意識した整備とするよう努める。

配慮事項

- ダムサイト及び貯水池周辺の整備は、四季の変化・経年変化を考慮したものとする。
- 掘削面の緑化にあたっては、郷土種を原則とし、自然の遷移に委ねた自然環境の復元を行うことにより、周辺景観との調和に努める。
- 展望施設、遊歩道などは、堤体景観を美しく見せるよう、視点場を意識した整備に努める。



貯水池周辺に桜を植樹
(九谷ダム / 加賀市)



ダムサイト周辺に広場を整備
(九谷ダム / 加賀市)

(6) 漁港

基本的考え方

港は、古くから海上交通や流通及び漁業の拠点として、地域の玄関口の役割を担ってきた。港のたたずまいは、それ自体が情緒ある景観を形成しており、地域の住民はもとより、訪れる人々の心をなごませるものとなっている。

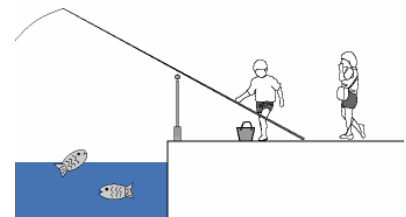
漁港の整備にあたっては、港の持つ個性や情緒を尊重し、できる限り水に親しむことのできる構造とするとともに、緑化などを行い、親しみとうるおいのある空間づくりや港全体の快適性の向上、景観形成に努める。

漁港施設

安全性や機能性を確保しながら、うるおいと親しみのある空間づくりを行い、港の景観との調和に努める。

配慮事項

- 防波堤、岸壁などの構造物は、周辺景観に圧迫感や違和感を与えないように、構造物の表面処理や材料などに配慮する。
- 釣り場などを設けるなど、親水性の確保に努める。



釣り場などによる親水性の確保

港内建築物など

建築物は、その形態、意匠及び色彩を工夫し、工作物は、安全性・機能性を確保できる範囲で、港の景観との調和に努める。

配慮事項

- 建築物については、地域の特性を踏まえたデザインとする。
- 港からの眺め、水域からの眺めに配慮する。



港や水上からの眺めを確保する



マリーナに浮かぶヨットの帆をイメージして管理棟の屋根をデザイン
(滝港マリーナ / 羽咋市)

港内緑化

漁港区域内の余裕地には、緑化に努め、地域のふれあいの場として、港地域にうるおいと親しみをもたらすよう努める。

配慮事項

- 地域住民が集い、賑わいの創出につながる公園・広場を設ける。
- 港の景観を活かした臨海部の緑化に努める。
- 地域のふれあいの場とするため、港を望む視点場の整備に努める。



地域のふれあいの場として緑化された広場（美川漁港）

(7) 海岸

基本的考え方

海岸は、古くから漁業をはじめとする生活活動の場として生活に深い関わりを持ち、今日では海洋レクリエーションの場として、人々が雄大な自然とのふれあいを求めることのできる場ともなっている。

また、海岸は生物の生息の場としても重要であり、海岸保全施設の築造にあたっては、できる限り自然に近い形態となるよう配慮するとともに、うるおいと親しみのある緑豊かな親水空間としての整備に努める。

堤防・護岸

形態及び意匠の工夫や自然素材の活用などにより、周辺景観との調和に努める。

配慮事項

- 巨大な人工構造物の存在が海岸景観に圧迫感や違和感を与えないよう、天然石を用いた緩傾斜護岸などにより、護岸前面の海岸と背後の自然地との一体性に配慮する。
- 階段式護岸などの整備では、周辺景観に配慮する。



海岸景観に圧迫感や違和感を与えないよう配慮した階段式緩傾斜護岸
(松任C.C.Z.)

海浜

自然海浜は、できる限り保全に努め、人工海浜を整備する場合は、周辺景観との調和に努める。

配慮事項

- 自然の営力が生み出す微地形の変化や植生の変化などを尊重する。
- 海浜地形の傾斜や微地形の起伏などによる高低差が生む景観的效果を活かす。
- 人工海浜を整備する場合は、海岸と背後の自然地や土地利用との連続性の確保、調和に努める。
- 突堤は、自然素材を用いるなど、周辺景観との調和に努める。



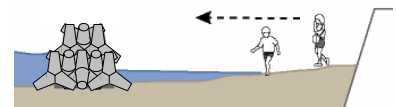
周辺の自然景観との調和に配慮
(松任C・C・Z.)

離岸堤

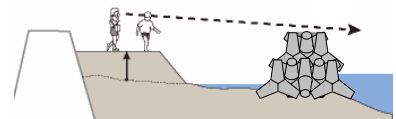
水平線への見通しを阻害しないよう工夫する。

配慮事項

- 防災機能を最優先し、眺望景観にも配慮した天端高となるように努める。
- 離岸堤の整備を行うことにより、水平線への眺望が阻害される場合は、陸側の視点場の調整によって、見通しを確保するなどの配慮を行う。



眺望景観に配慮した天端高となるように努める



後浜の嵩上げにより視点の高さを確保



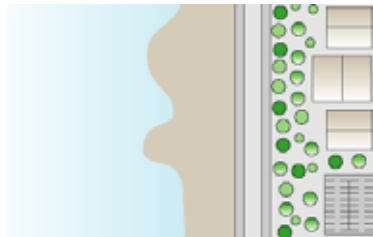
視点場を整備し見通し確保(徳光海岸)

海岸緑化

海岸林や緑地、植栽は、その多様な機能、景観的な演出効果に配慮しつつ、適切な緑量、密度、樹種を選択に努める。

配慮事項

- 海浜と背後の都市との緩衝機能に配慮する。



海浜と建物などとの間への植栽により緩衝



海浜と高速道路の間に松林を植樹

- 海岸固有の景観体験を踏まえた海岸林（松林）の配置に努める。
- 緑地などにより人工的要素（道路、駐車場、宅地など）の遮蔽に努める。
- 地域の植生に即した植栽樹種を選択する。



地域に即した樹種を選択

その他施設（管理道路など）

形態、意匠及び色彩は、背後地、堤防、海岸などの周辺景観との調和に努める。

配慮事項

- 周辺景観との調和に努め、意匠・素材・形状・色彩などに配慮する。
- 隣り合う施設相互のデザインの連続性に配慮する。



周辺景観との調和に配慮
（松任C・C・Z）

(8) 公園・緑地

基本的考え方

公園緑地は、市街地の中心部から自然地域に至るまで様々な地域に設置されるとともに、その種類や設置目的も多岐にわたる。

それぞれの特性に応じた魅力的な景観形成に努める。

また、樹木などの自然物を景観の構成要素として多用することから、四季の移り変わりや生長による景観の変化への配慮や、維持管理への配慮も重要となる。

公園・緑地全般

立地、設置目的、利用形態、施設内容などの特性に応じ、利用と景観との調和に努める。また、地域の歴史や生活文化を活かし、個性的な景観形成に努める。

配慮事項

- 既存植生の活用や、地域の山並みなどの主要景観要素を借景としてとりこむなど、立地の景観特性に応じた景観形成に努める。
- 周辺の河川や道路など、関連する事業との連携に努め、境界部の処理などにおいて、景観の一体性や連続性に努める。
- 歴史的資源（城跡・古墳・歴史的建造物など）の保全・活用を目的とする場合は、その史実性や歴史的建造物などの見え方に配慮する。
- 自然環境の保全を目的とする場合には、その区域などを明確にし、周囲との連続性に配慮する。
- その他、立地特性や設置目的などに応じた景観形成に努める。



手取川面越しの白山眺望を活用
(手取川河口付近)



歴史的建造物などを保全・活用
(鳥越城跡)

植栽・緑化

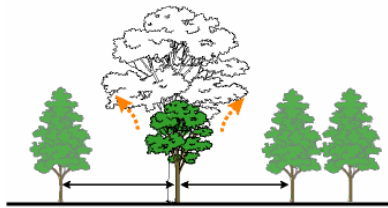
防災や修景などの目的に応じた樹種の選択、配植デザインを行うとともに、四季の移り変わりや樹木、草花などの生長による景観の変化などに配慮し、将来にわたって良好な景観が保全・向上されるよう計画的な維持管理に努める。

配慮事項

- 植栽にあたっては、立地や気候条件、周辺の既存植生、四季の移り変わり、将来の生長などを考慮のうえ、目的に沿った樹種の選定、配植デザインに努め、見え方、見せ方の工夫を行う。
- 季節感や将来の生長を見込んだ植栽を行い、良好な景観形成に努め適正な維持管理に努める。



四季の移り変わり、将来の生長などに配慮（松任総合運動公園）



公園施設

設置目的・機能と景観との調和に努める。

配慮事項

- 建築物などの高さは、眺望するスカイラインの連続性などに配慮する。
- 外観デザイン、色彩などは、周辺景観との調和に配慮するとともに、修景植栽などにより、周囲との一体性や連続性に努める。



施設のデザインや色彩を調和させる

- 自然素材の活用により、周辺景観との調和に努めるとともに、地場産材などの使用に努める。
- 水や緑の豊かな地域では、環境に配慮し、生息する生物に優しい「自然と共生する」施設づくりに努める。



周辺景観との調和に配慮した色彩の照明施設（白山郷公園野球場）



手取川産石材を使用に努める。
（白山ろくテーマパーク吉岡園地）

(9) 公共建築物

基本的考え方

公共建築物には、庁舎をはじめ、学校、文化施設や集会施設、公営住宅、処理施設など様々な施設があり、これらは地域住民の生活と密接な関わりを持ち、多くの人々に利用されている。

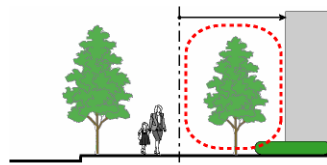
これらの公共建築物の整備にあたっては、開放的で親しみやすい施設にすることはもとより、地域の気候、風土、歴史、文化などの特性に配慮した質の高い建築物を目指すとともに、これらの多くが地域の景観形成において重要な役割を果たしていることを認識し、地域の景観形成において先導的な役割を果たすよう努める。

配置

敷地内の建築物の配置計画は、景観や周囲の快適性などに大きく影響することを認識し、白山眺望の視点場としての活用も構想段階から併せて十分検討する。

配慮事項

- 既存の優れた自然景観や歴史的景観への眺望を活用した配置計画とし、借景なども併せて検討する。
- 自然地形の活用、敷地改変の最小化に配慮する。
大きく地形を改変する場合は、発生する法面の安全はもとより、植生の復旧に努める。
- 周囲の建築物やまちなみとの配置の連続性やバランスに配慮する。
- 中高層建築物では、周囲への威圧感の低減、快適性の確保のため、セットバックした配置に努め、施設用途に応じてオープンスペースの創出に努める。



オープンスペースを確保

オープンスペース...一定の空間広がりを持ち、建物によって覆われることのない土地。空地。景観など周辺地域を含む環境の維持増進や、住民のレクリエーション利用などに寄与するものを、特に限定して示す場合もある。



背後の自然景観や歴史性に配慮された白山ろく民俗資料館（白峰）



道路からセットバックし、威圧感を低減（白山市役所）

- 白山眺望の視点場としての活用を検討する。



白山眺望の視点場としての活用
(鶴来総合文化会館クレイン)

形態・意匠

施設用途や立地状況を踏まえ、周辺景観になじませるか、あるいはランドマークとしてシンボル性のある建物とするかなど、形態・意匠について十分検討する。

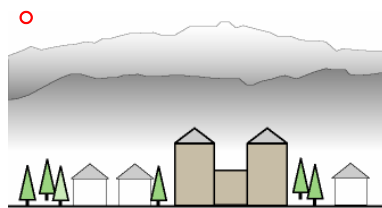
配慮事項

ランドマーク的な建築物については、この指針によらず別途個別に検討するものとする。特にランドマークなどにする理由のないものについては、次の事項に配慮する。

- 周辺の建築物などの壁面線や屋根形状などの連続性に配慮し、スカイラインなどを周辺景観と調和させる。



スカイラインとの調和に配慮



- 建築群として形態・意匠の調和を図り、建物相互のバランスに配慮する。



瓦屋根とし、形態・意匠の一体性に配慮
(千代女の里俳句館)

- 自然的又は歴史的特性を有する地域では、建物の形態・意匠に地域特性を活かすよう工夫する(建築様式や工法の継承)



北前船時代の旧御倉屋敷をイメージした切妻屋根が連なる外観を採用
(美川小学校)

色彩・照明

施設用途や立地状況を踏まえ、色彩を周辺建物と統一的なものとするか、これらに対比させて賑わいを創出させるかなどについて十分検討する。

配慮事項

賑わいの創出を目的とする建築物については、この指針によらず別途個別に検討するものとする。

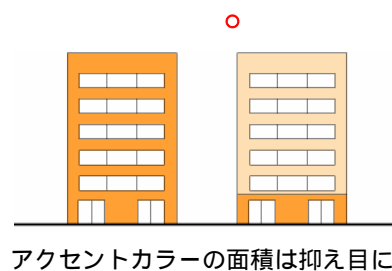
特に賑わいを創出する必要のないものについては、次の事項に配慮する。

- 屋根・外壁は落ち着いた色彩を基調とし、周辺に対する違和感や圧迫感を抑えたものとする。
- 同じ色相・色調でも素材による質感、光のあたり方による見え方や、雨に濡れた時の変化などにも十分配慮する。



周辺景観に配慮した落ち着いた色彩の外壁
(北陸電力福岡発電所 / 河内町福岡)

- アクセントカラーは、面積を抑えたものとし、その位置について十分な検討を行う。



1階回廊をアクセントカラーで彩色
(鶴来総合文化会館クレイン)

- 照明デザイン(対象建物、光源の選定・配置)は、周辺の夜間景観に十分配慮する。



周辺景観に配慮した照明デザイン
(白峰温泉白峰総湯)

素材・材料

耐久性や耐候性を十分考慮しながら、周辺景観を形成している素材・材料の活用に努める。

配慮事項

- 地場産材や地域の特産品の活用により、地域イメージの向上に努める。



長期間性能を保つことができるレンガを外装仕上げに使用（蕪城小学校）

- 時間が経過した後のことを考慮し、素材・材料を吟味する。
 - ・ エイジング材とアンチエイジング材の組み合わせに注意する。
 - ・ 汚れ分解触媒（酸化チタン）配合の建材・塗装の使用も検討する。
 - ・ 海岸地域の塩害や強風、山間地の風雪や凍結に対する耐候性、耐久性には特に注意する。

< 素材の経年変化例 >

- ・ 銅（ピカピカ）→酸化銅（茶色）→緑青
近年は緑青が発生しにくい
- ・ 木材
 - 外部：白木→部分脱色・汚れ→脱色（灰色）
 - 内部：白木→飴色など経年により色の変化は樹種により異なる
塗装の場合は塗料の特性により経年変化が異なる。

敷地内緑化

敷地内はできる限り緑化に努め、その際には季節感やゆとりが感じられる空間づくりに努める。

配慮事項

- 敷地内の景観的に優れた樹木などではできる限り存置し、保全・活用を努める。
- 既存植生と調和した樹種の選択により、周辺の自然景観になじませる。
- 花や紅葉など四季折々の風情の創出に努める。
- 屋上緑化や壁面緑化の採用を検討する。
 - ・ 直接視野に入るため、雑然とならないようなメンテナンスも考慮



緑化部分のデザイン性にも配慮



敷地内を緑化し周辺景観との調和に配慮（松任学習会館）



庁舎の壁面緑化（美川支所）

その他（付属施設、ゴミ置き場、駐車場、設備機器類）

建物に付属する施設などについても、配置、形態、色彩などに十分配慮する。

配慮事項

- 形態や色彩は、周囲に溶け込むよう配慮し、配置についても周辺からの視線に配慮する。



周辺景観に配慮しゴミ置き場の外壁を木材で整備（山島台）

- 配置などの配慮が十分に行えない場合は、カバーの設置や植栽などによる目隠しを行うなど、周辺景観への配慮について検討する。



駐車場の周囲に生垣を設置（白山市役所）

(10) 農地整備

基本的考え方

農地整備は、食料の安定供給や農業生産性の向上を主目的として、ほ場整備や農業用水路改修など農業と農村の基盤などを幅広く整備するものであり、農家がその費用の一部を負担し、工事後には営農活動や維持管理を行う特徴がある。また、それらの農地や施設は、国土の保全や多様な生態系の維持など多面的な機能を有し、農家や地域住民に深く関わり、地域の特徴ある農村景観を形成するなど重要な役割を果たしてきた。

農地整備にあたっては、地域関係者の意向を踏まえつつ、豊かな自然と農業、伝統文化を守り後世へ伝えていくため、秩序ある土地利用の誘導と計画的な整備に加え、農地・里山などの維持保全、地域の特徴ある農村景観の保全、創出への配慮が重要である。

農地整備全般

良好な田園風景が継続的に保たれるよう、整備にあたっては景観との調和に配慮する。

配慮事項

- 地域の営農状況を踏まえつつ、良好な景観が保たれるよう、農地整備計画の策定に努める。
- 生態系が保全されるよう、整備にあたって配慮・工夫する。
- 農地整備にあたっては、地域住民の意見を聞くとともに、地域保全活動への住民参加を含めた協働体制の構築に努める。
- 伝統的な農村文化と景観を保全できるよう努める。



菜の花などにより白山眺望との調和に配慮（C.C.Z.花園）



住民参加による農道整備（八幡町）

区画形状

生産性の高い機能的な形状の創出を目的としつつ、地域の特徴的な景観要素をできる限り保全・活用した区画形状とするよう努める。

配慮事項

- 現況地形を活かしつつ機能的な区画形状とする。



機能的な形状となるよう区画を変更

- 景観の優れた棚田や段々畑などの原風景を活かす区画形状に配慮するとともに、地域景観に馴染むよう農道、水路の配置に努める。
- 特色のある樹林、防風林などのランドマークとなる資源や周辺景観との調和に努め、良好な景観要素を残すよう工夫する。
- 集団転作などによる良好な景観形成が可能な整備に努める。



整然としたほ場整備（鳥越地域）

水路・ため池

周辺地域の自然景観や生態系などに配慮する。

配慮事項

- 自然素材などの活用により、自然生態系保全や親水性に配慮する。
- 維持管理が容易になるよう、小段の設置や法面勾配を緩くするなど、整備の工夫に努める。



用水路を復断面により整備（中島用水）

その他施設（用排水機場、貯水槽、共同利用施設など）

位置、意匠、色彩及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努める。

配慮事項

- 建物などは、農村風景に馴染むような瓦屋根や地域産木材などの地域材料の使用に努める。



鶴来の地域特性を踏まえ瓦屋根、土蔵風デザインの農業施設（井口町）

- 周辺景観から突出する大型構造物を建設する場合、周辺への植栽などにより、景観への影響を最小限にとどめるよう努める。



周辺に植栽された農業集落排水処理施設（明法島町）

農業集落排水処理施設…農業振興地域での水質保全、機能維持のため、地域内に整備する下水処理施設であり、市が管理するもの。

(11) 森林整備

基本的考え方

林道は、森林の適正な整備及び保全に努め、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設となっている。

また、山村地域の交通路として地域住民の通行や物資の運搬、森林へのアクセス確保など山村地域の振興や生活環境の改善などに大きな役割を果たしており、林道整備にあたっては利便性、安全性を確保するとともに、周辺景観や自然環境に配慮した整備に努める。

林道

山麓部からの眺望に留意し、景観の変容を抑制するとともに、森林や動植物など、自然環境に配慮する。

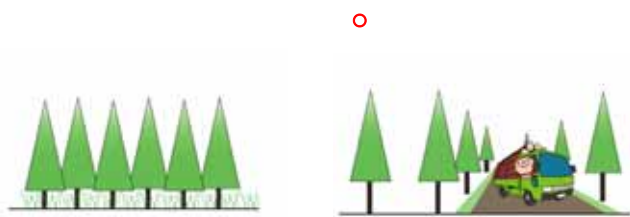
配慮事項

- 道路線形は、できる限り法面、擁壁を回避・縮小化するように計画する。



地形の改変は最小限に抑えた線形

- 法面工は、山麓部からの眺望に十分配慮するとともに、地域の自然が法面に回復する可能性が高くなるような緑化に努める。
- 擁壁工は、形態及び意匠の工夫や自然素材を活用するなど、自然景観との調和に努める。
- 林道整備により適正な森林整備及び保全に努め、自然環境に配慮する。



林道の整備により適正に森林を保全



間伐材を用いた擁壁（白木峠線）



白山眺望の視点場として整備（白山スーパー林道）

(12) 上下水道

基本的考え方

配水場や下水処理場は、住宅地に近い中小規模なものから、郊外に建設する大規模なものまであり、周辺住民の居住環境に悪影響を与えないための対策が求められる。

したがって、施設の整備にあたっては、周辺景観との調和に努め、緑に親しめる空間の創出に努める。

上下水道施設

施設機能を保ちつつ、周辺景観との調和に努める。

配慮事項

- 住宅地においては、建築物を周辺の住宅と違和感のない外観とし、吸排気口や配管が目立たないように工夫するなど、周辺との調和に努める。



住宅地に立地するため、勾配屋根とし、周辺の住宅と違和感のない外観とした上水道施設（加賀野配水場／柏町）

- 敷地内には、芝張り、植栽など修景施設を設置し、内部的景観だけでなく、特に外部からの景観に配慮する。
- 門扉、フェンスの形状及び材質は、景観的な異質感、圧迫感を少なくするよう努める。
- 施設の高さ、配置、色彩などについて十分に考慮し、周辺景観との調和やプラント的イメージの緩和に努める。



芝生や植栽などを設置し、周辺景観に配慮（松任中央浄化センター）

(13) 自然公園

基本的考え方

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的に、区域を定めて指定される地域性の公園である。

そのため、施設整備にあたっては、優れた自然景観の保全と調和、及び環境への影響に十分配慮しながら、公園計画に基づき、適正な利用が図られるよう行うものとする。

造成など

地形や植生などに配慮した造成計画、施設配置となるよう努める。

配慮事項

- 生物の保全に配慮する。
- 必要な機能を盛り込みつつ、大規模な切土、盛土を生じさせないなど、地形の改変をできる限り抑えるよう努める。



なだらかな尾根状の斜面に沿って園路を整備（市ノ瀬園地）



段差地形をそのまま活かして、テントサイトを配置（市ノ瀬野営場）

- 緑化を行う場合は、自生種を使用するなど、自然景観との調和、環境への影響に配慮する。

公園内建築物など

できる限り勾配屋根とするなど、屋根、壁面の色彩、形態が自然との調和を乱さないよう努める。

配慮事項

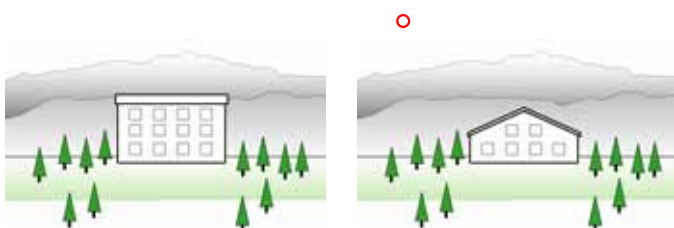
- 主要展望地からの展望に著しい妨げとならないよう配慮する。



主要眺望地からの展望の妨げになる範囲は避ける

ビジターセンター…情報の展示・解説・利用案内を行う施設。

- 山稜線を分断するなど、眺望に著しい支障を与えないよう配慮する。



屋根形状が山稜線を分断しないよう配慮

- 蛍光色や原色など、自然の色合いと不調和をきたす色彩は、原則使用しない。



白山国立公園に位置するため、山並みに配慮して勾配屋根を採用
(市ノ瀬ビジターセンター)



自然石と木材を併用したロッジ風デザインが山麓の景観に調和
(市ノ瀬ビジターセンター)



室堂平の広大な眺望を阻害しないよう緩やかな勾配屋根とし、外壁、屋根の色彩が自然景観と調和
(白山室堂ビジターセンター)



周囲に違和感なく溶けこむよう整備
(ブナオ山観察舎)

歩道・園路など

自然環境の保全に十分配慮しながら、通行量や機能（登山道、遊歩道、自然観察園路など）に応じた規模・構造とするよう努める。

配慮事項

- 線形の決定にあたっては、生物の保全に配慮する。



自然の景観を損なわず、散策や自然観察を容易にするよう、など高線に沿った緩やかな線形で整備

- 構造物を設置する場合は、周辺景観との調和に十分配慮する。



水分条件の変化や、登山者の踏圧による植生破壊を防止するため、木道工法を採用（加賀禅定道）

- 耐久性や強度を踏まえながら、木材や自然石などの自然素材を使用するよう努める。



石張り舗装とすることで、周囲と調和しながらも、歩道の安全性と耐久性を向上（お池巡りコース）

(14) 面的整備事業

基本的考え方

土地区画整理事業などの面的整備事業は、地域づくり、まちづくりのモデル的な役割を担っており、周辺地域への事業の波及効果も大きく、地域の景観形成の上で重要な位置を占めている。

面的整備事業を進めるにあたっては、うるおいと安らぎのある地域・まちづくりに配慮するとともに、地域の気候、風土、歴史、文化などの特性に根ざした魅力ある景観の形成に努めるものとする。

地区全体の景観形成

土地区画整理事業などの面的整備事業においては、道路、公園、河川などの連続性、一体性及び白山眺望に配慮した施設づくりに努めるとともに、まちなみについては、地区計画や景観まちづくり協定などを策定することにより、整備地区全体が良好な景観環境を有するよう誘導に努める。

配慮事項

- 面的整備に合わせて策定することが求められる地区計画や景観まちづくり協定などを基本として、整備地区全体の景観整備を行うよう努める。
 - ・ 土地区画整理事業 などは、道路、橋梁、河川などの要素を総合的に含むことから、整備にあたっては、それらの整備指針に準ずるものとする。
土地区画整理事業...都市計画法に位置付けられている市街地開発事業の一つ。



白山眺望に配慮した面的整備（鹿島平）

- 事業施行者は、関係権利者からまちづくりに対する意見を聴取し、それを基本とする「まちづくりに関する基本コンセプト」を設定することで、地区全体が調和した上質な景観空間を創出するよう努める。
- 地区全体の緑化を誘導し、緑あふれる景観の形成に努める。



緑化の誘導による緑あふれるまちなみ（山島台）

5 運用方法

(1) 運用の流れ

実際の運用にあたっては、「計画・設計」から「施工」、「維持管理」、「増築・修繕」などの各段階において、本ガイドラインに示す基本方針や各整備方針などを踏まえた上で、下記の流れに沿って、景観に配慮した公共事業を実施する。

設計段階
計画・

- 設計（計画）時に、「公共事業景観形成指針チェックリスト」を記入して、指針への適合状況を確認する。

施工段階

- 工事発注時に、実施設計時の「公共事業景観形成指針チェックリスト」を確認する。
- 当該工事の内容を選択し「公共事業景観形成指針チェックリスト」を記入する。

維持管理段階

- 維持管理を行う際に、施工時の「公共事業景観形成指針チェックリスト」で配慮内容を再確認するよう努める。

増築・修繕段階

- 増築・修繕の計画時に、施工時の「公共事業景観形成指針チェックリスト」を再確認するよう努める。

に戻る

上記の運用方法は、市施行事業について表したものであり、その他の施行者（国・県など）の場合は任意とする。

< 景観に関する地区指定など >

根拠法など	景観に関する地区指定など
景観法 白山市景観条例	☐ 重要地域 ☐ 特別地域 ☐ 重点地区
都市計画法	☐ 地区計画区域
自然公園法 ふるさと石川の環境を守り育てる条例	☐ 自然公園（国立公園，県立自然公園）
文化財保護法	☐ 伝統的建造物群保存地区
	☐ その他（ ）

参考２）白山市景観計画における届出の対象となる行為の規模

行為の種類	景観計画区域 （市全域）			
		重要地域	特別地域	重点地区
建築物の 新築、増築など	建築面積 > 1,000 ㎡又は 高さ > 13 m	建築面積 > 500 ㎡ 又は 高さ > 13m	建築面積 > 200 ㎡ 又は 高さ > 10m	すべて
工作物の 新設、増築など	高さ > 13m	高さ > 13m	高さ > 10m	
開発行為など	開発面積 > 1ha	開発面積 > 1ha	開発面積 > 0.3ha	開発面積 > 0.15ha

参考３）白山市景観計画における配慮すべき色彩の数値基準（JIS Z 8721 による）

項目	景観計画区域	特別地域		
色相	全色相	0.1R ~ YR ~ 5Y	5.1Y ~ 10Y	その他
明度	8.5 以下	3 ~ 8.5		
彩度	6 以下	6 以下	4 以下	2 以下

(2) 記入シート

公共事業景観形成指針チェックリスト

平成 年 月 日作成

所 属		担当者名	
工 事 名			
工事箇所			
工 期	平成 年 月 ～ 平成 年 月		
対象地の景観に関する 地区指定など	☐ 重要地域 ☐ 特別地域 ☐ 重点地区 ☐ 地区計画区域 ☐ 自然公園（国立公園，県立自然公園） ☐ 伝統的建造物群保存地区 ☐ その他（ ） ☐ 無し		
事業費	千円		

■ 基本配慮事項

共通の基本配慮事項		配慮内容	
☐	自然環境（白山・手取川・日本海など）を活かし、調和を図る		
☐	歴史や生活文化の蓄積を景観づくりに活用する		
☐	視点場からの眺望（白山・手取川・日本海など）を阻害しないよう配慮する		
☐	地域における公共施設の機能や役割を考慮したデザインとする		
☐	色彩や形態を考慮する 色彩は、白山市景観計画における数値基準を参考にする		
☐	デザインの工夫や緑化などヒューマンスケールを取り入れる		
☐	一体的に地域の景観を先導するよう事業者間の調整を図る		
☐	施設の劣化により景観が損なわれないよう維持管理面を考慮する		
☐	工事中の景観に配慮する		
工事に含む要素	☐ 法面 ☐ 擁壁 ☐ 護岸 ☐ 標識及び公共広告物 ☐ 無電柱化	☐ 防護柵 ☐ 舗装 ☐ 照明施設 ☐ 緑化	
施設の種類	☐ 道路 ☐ 橋梁 ☐ 砂防・治山 ☐ 漁港 ☐ 公共建築物 ☐ 農地整備 ☐ 自然公園 ☐ 面的整備事業	☐ 河川・水路 ☐ ダム ☐ 海岸 ☐ 公園・緑地 ☐ 森林整備 ☐ 上下水道	
工事中の景観配慮内容			

■ 共通要素の整備指針

法面	指針	現況の地形に応じた構造及び形態とし、圧迫感を軽減させるよう努める。また、法面の覆工については、緑化による修景など周辺景観との調和に努める。
	配慮事項	☐ 法面の勾配はできる限り緩やかにとるなど、原地形になじませるよう努める。 ☐ 在来種などによる植生を施すなど、周辺状況になじませるよう努める。
	配慮内容	
擁壁	指針	自然素材の利用など、意匠、色彩及び素材について工夫を行い、周辺景観との調和に努める。
	配慮事項	☐ 緑化や擁壁の表面処理などにより、圧迫感及び違和感の軽減に努める。 ☐ 自然石・地場産材、植栽の併用など、周辺景観と調和した形態及び素材に配慮する。
	配慮内容	
護岸	指針	生物の生息・繁殖環境と多様な景観の保全・創出に配慮した適切な工法の採用に努める。
	配慮事項	☐ 生物の生息に配慮した構造とするなど、生態系の保護に努める。 ☐ 自然とのふれあいができるような親水空間の創出に努める。 ☐ 自然素材や環境保全型ブロックの活用、景観に配慮した人工的な表面処理などにより、周辺景観に調和した形態・意匠になるよう努める。 ☐ 埋立護岸については、周辺景観に圧迫感や違和感を与えないよう配慮する。
	配慮内容	
防護柵	指針	防護柵としての機能を確保しつつ、意匠、色彩及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努める。
	配慮事項	☐ 意匠はできる限りシンプルなものとする。 ☐ 歩道用の転落防止柵は縦柵を基本とする。 ☐ 色彩はダークブラウン、グレーベージュ、ダークグレー、オフホワイトを基本とする。 ☐ 材質は鋼製を基本とする。 ☐ 近接して設置される他の施設との調和に努める。 ☐ 中心市街地や観光地周辺では、人との親和性に配慮する。 ☐ 視線誘導が必要な箇所では、景観を阻害しないよう配慮して、反射シートなどの設置を行う。
	配慮内容	
舗装	指針	舗装としての性能及び安全で快適な走行性と歩行性を確保するとともに、視点位置によっては景観に大きく影響を与えるため、周辺景観に調和するような素材、色調の採用に努める。
	配慮事項	☐ 彩色する場合は低彩度や自然色に近いものとする。 ☐ 周辺景観に調和した形態、意匠となるよう素材、色調に配慮する。
	配慮内容	

標識及び公共広告物	指針	道路標識としての安全で利便性の高い機能を確認しつつ、設置数は最小限とし、表示すべき情報や掲示内容の整理整合、適切な場所への設置に努める。 また、良質なデザインや環境への配慮により、地域の良い景観や環境づくりに資する広告物の設置に努める。
	配慮事項	標識 □ できる限り形態、意匠、高さを統一し、共架などにより集約化に努める。 □ 近接して設置される他の道路付属施設との調和に努める。 □ 視点と視対象を意識した配置とし、標識柱及び標識板の裏面を落ち着いた色彩とするなど、周辺景観との調和に努める。 公共広告物 □ 地域を特徴づけるデザインや素材などを用い、良好な景観形成に努める。 □ 見やすさ、分かりやすさなどすべての利用者に配慮して、良質かつ普遍的なデザインとなるよう工夫する。 □ 自然素材の特色を活かし、地域景観との調和、景観のアクセントとなるよう努める。 □ サインを集合化し、地域景観への配慮、省資源化に努める。 □ 再資源化や省資源化に努める。
	配慮内容	
無電柱化	指針	歴史的・文化的地区や商店街、市の玄関口となる駅の幹線道路沿線など、特に景観上の配慮が必要な場所では、無電柱化することにより美しいまちなみの形成に努める。
	配慮事項	□ 電柱や電線類は、特に景観上の配慮が必要な場所から、無電柱化に努める。 □ 対象地の実情に合わせて、適切な整備手法を選定する。 □ 地上機器は、周辺景観に調和した意匠、色彩の採用、公共空間への集約や民地への設置、木製カバーや植栽で囲うなど、まちなみ景観の向上に努める。 □ 地上機器の設置が難しい箇所については、柱状式なども採用できるよう努める。 □ 無電柱化に合わせ、まちなみ全体の景観向上に努める。
	配慮内容	
照明施設	指針	周辺景観と調和した照明方法の工夫や、意匠及び色彩となるよう努める。
	配慮事項	□ できる限りシンプルかつ統一感のあるものとする。 □ 近接して設置される他の施設（防護柵、標識柱など）との調和に努める。 □ 周辺施設との位置関係を考慮し、乱雑にならないよう集約して配置する。 □ 維持管理について十分考慮する。 □ ライトアップなど、必要に応じ検討する。
	配慮内容	
緑化	指針	緑化の目的を明確にし、周辺景観に調和した適正な樹種の選択、配植デザイン、管理計画の策定・実施などに努める。
	配慮事項	□ 緑化の目的を明確にする。 □ 自然、土壌、周辺の既存植生、対象地の状況を把握する。 □ 目的と対象地の状況に応じた適正な樹種の選択、配植デザインを行う。 □ 既存植生の保全・活用に努める。 □ 四季の移り変わりや生長など、時間的な景観変化に配慮する。 □ 樹木などの生長を見越した植栽計画の立案、管理に努める。
	配慮内容	

■ 施設別の整備指針

(1) 道路

項目	指針・配慮事項	
□ 路線の選定	指針	周辺環境を十分考慮し、白山・手取川・日本海などの風景を活用するとともに、自然の保全や調和に努める。
	配慮事項	□ できる限り自然地形の改変を抑え、周辺景観や環境を大きく損なわないよう配慮する。 □ 歴史的まちなみ、建造物などのすぐれた景観資源の保全に努める。
	配慮内容	
□ 道路緑化	指針	周辺環境を勘案し、できる限り緑豊かな道路景観となるよう努める。
	配慮事項	□ 樹木の選定は、地域の気候などを考慮し、個性ある道路景観とするよう努める。 □ 街路樹はできる限り自然樹形を保たせ、緑豊かな道路景観となるよう努める。 □ 既存の樹林や樹木などはできる限り保全するよう努める。 □ 沿道には、できる限り植樹を施し、中央分離帯や交通島についても緑化に努める。 □ 歩道部は、樹種の選定や樹木の配置を工夫して、積極的に緑化に努める。
	配慮内容	
□ 道路占用物	指針	配置、形態、意匠及び色彩について、規制、誘導に努めるとともに、できる限り整理統合し、周辺景観を阻害しないよう努める。
	配慮事項	□ 電線などの建柱位置については、歩行者の妨げとならないよう配慮する。 □ ストリートファニチャーは、周辺景観に調和するよう努める。 □ 自動販売機も、周辺景観に配慮したものとするよう努める。
	配慮内容	
□ 道路休憩施設	指針	運転者や歩行者に安らぎを与える空間とするため、周辺景観と調和し、眺望が良く、安全で快適な場所となるよう努める。
	配慮事項	□ 眺望景観を考慮して、視点場となるような位置の選定に努める。 □ 周辺景観と調和した緑化を行うよう努める。 □ 地域独自の自然・歴史などを考慮し、施設などの形態、意匠及び色彩に配慮する。
	配慮内容	
□ 沿道まちなみの修景	指針	景観上の配慮が必要な街路整備を行う際には、街路空間の修景と合わせて、沿道のまちなみ修景を行うよう誘導に努める。
	配慮事項	□ ルールに基づいて沿道も含めた整備区間全体の景観整備を行うよう、誘導に努める。
	配慮内容	
□ トンネル	指針	坑口部は、周辺の地形になじむ構造及び形態とし、周辺景観との調和に努める。
	配慮事項	□ 自然・植生の復元が可能な形式・工法や坑口位置の選定に努める。 □ 坑口部壁面は、周辺景観との調和や圧迫感の軽減に努める。 □ 閉鎖感や暗さ、視環境の単調さをやわらげる舗装や内装、照明の工夫などに努める。
	配慮内容	

(2) 橋梁

項目	指針・配慮事項	
□ 橋梁本体	指針	主要な眺望点からの眺望に配慮するとともに、橋梁の構造、形態、意匠及び色彩は、周辺景観との調和に努める。
	配慮事項	☐ 橋梁形式の選定にあたっては、周辺景観との調和に努める。 ☐ 過度な装飾を避けたシンプルなデザインとする。 ☐ 地形の改変、既存植生の損傷を最小限とするよう、施工方法を含めて検討する。
	配慮内容	
□ 橋梁付属物（高欄、照明施設、舗装、排水施設など）	指針	主要な眺望点からの眺望に配慮するとともに、橋梁本体とバランスのとれた形態、意匠及び色彩とし、周辺景観との調和に努める。
	配慮事項	☐ 遠景と近景両面から橋梁本体との調和、周辺の自然やまちなみとの調和に努める。
	配慮内容	
□ 高架橋・歩道橋	指針	沿道住民や歩行者などに与える圧迫感をやわらげるよう配慮するとともに、周辺景観との調和に努める。
	配慮事項	☐ 周囲に与える圧迫感や威圧感をやわらげるよう努める。 ☐ 排水管、電線管などの付属物は、目立たないように工夫し、橋梁本体との調和に努める。
	配慮内容	

(3) 河川・水路

項目	指針・配慮事項	
□ 河川全般	指針	「多自然川づくり基本指針」を基本として整備し、管理上支障がない範囲で親水性の向上に努める。
	配慮事項	☐ 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する。
	配慮内容	
□ 堤防	指針	自然に近い形態となるよう配慮する。
	配慮事項	☐ 自然素材などの活用により、自然生態系保全と親水性の向上に努める。 ☐ 瀬と淵、わんど、河畔林などが現存する良好な環境資源をできる限り保全する。 ☐ 植栽や緑化にあたっては、周辺の植生に配慮し、在来種の採用に努める。 ☐ 維持管理が容易になるよう整備・工夫に努める。 ☐ 坂路や階段の配置により、単調になりがちな景観に変化を与えるよう工夫する。
	配慮内容	
□ 護岸	指針	生物の生息・繁殖環境と多様な景観の保全・創出に配慮した適切な工法の採用に努める。
	配慮事項	☐ 生物の生息に配慮した構造とするなど、生態系の保護に努める。 ☐ 自然とのふれあいができるような親水空間の創出に努める。 ☐ 自然素材や環境保全型ブロックの活用などにより、周辺景観に調和した意匠・形態になるよう努める。 ☐ 河川護岸の天端は、極力コンクリートが出ないように工夫する。
	配慮内容	
□ 水路	指針	地域用水機能を確保するとともに、歴史的景観の保全、周辺景観との調和に努める。
	配慮事項	☐ 自然素材などの活用により、自然生態系保全と親水性を確保する。 ☐ 維持管理が容易になるよう整備・工夫に努める。
	配慮内容	
□ 水門・樋門及び排水機場など	指針	位置、形態、意匠、色彩及び素材に配慮し、周辺の水辺景観を阻害しないよう努める。
	配慮事項	☐ 地域の歴史、文化、周辺景観との調和に努める。 ☐ 地域産材や自然素材などの活用により、生態系保全と親水性確保に努める。 ☐ 放流箇所などは、流水による造形などを考慮した意匠・構造とするよう努める。 ☐ 景観への影響を最小限にとどめるよう施設周辺の植栽などに努める。
	配慮内容	

(4) 砂防・治山

項目	指針・配慮事項	
□ えん堤工・谷止工・流路工及び護岸工など	指針	形態及び意匠の工夫や自然素材の活用などにより、周辺景観との調和に努める。
	配慮事項	□ 周辺景観を阻害しない位置や形式、施設規模、施設と背景のバランスを検討する。 □ 周辺景観に調和する工種の選定や地形改変を抑えた施工法を検討する。 □ 溪流とそれを囲む溪畔林空間とを物理的・視覚的に分断しないよう配慮する。 □ 階段式護岸、溪畔林、標識などにより親水空間や森林とのふれあいの場を整備する。 □ 時間の経過とともに周辺景観に馴染んでいく形式、材料を選定する。 □ 森林空間を物理的・視覚的に分断しないよう配慮する。 □ 植生、歩道、標識、安全柵などにより森林とのふれあいができるようにする。 □ 法面の緑化、在来種の利用など、周辺景観に馴染んでいく形式、材料を選定する。
	配慮内容	

(5) ダム

項目	指針・配慮事項	
□ 堤体	指針	形態及び意匠は、周辺の自然との一体感を有した景観づくりに努める。
	配慮事項	□ 巨大な人工構造物が周辺景観に違和感を与えないよう努める。 □ 視点場からの堤体の見え方に配慮する。 □ 流域の地域特性を意識したデザインや地域産材の活用に努める。
	配慮内容	
□ ダム本体周辺構造物（管理事務所など）	指針	形態及び意匠などを工夫し、ダム本体及び周辺景観との調和に努める。
	配慮事項	□ 管理棟、取水設備などは、意匠・素材・色彩を自然に調和したものとするよう努める。 □ 流域の地域特性を意識したデザインとなるよう努める。
	配慮内容	
□ ダムサイト及び貯水池周辺	指針	自然環境の保全・復元と周辺の自然景観の四季や経年の変化に配慮する。また、展望施設、遊歩道などは、視点場を意識した整備とするよう努める。
	配慮事項	□ 四季の変化・経年変化を考慮したものとする。 □ 掘削面の緑化は、郷土種を原則とし、周辺景観との調和に努める。 □ 展望施設、遊歩道などは、堤体景観を美しく見せるよう、視点場を意識した整備に努める。
	配慮内容	

(6) 漁港

項目	指針・配慮事項	
□ 漁港施設	指針	安全性や機能性を確保しながら、うるおいと親しみのある空間づくりを行い、港の景観との調和に努める。
	配慮事項	☐ 構造物の表面処理や材料などに配慮する。 ☐ 釣り場などを整備するなど、親水性の確保に努める。
	配慮内容	
□ 港内建築物など	指針	建築物は、その形態、意匠及び色彩を工夫し、工作物は、安全性・機能性を確保できる範囲で、港の景観との調和に努める。
	配慮事項	☐ 建築物については、地域の特性を踏まえたデザインとする。 ☐ 港からの眺め、水域からの眺めに配慮する。
	配慮内容	
□ 港内緑化	指針	漁港区域内の余裕地には、緑化に努め、地域のふれあいの場として、港地域にうるおいと親しみをもたらすよう努める。
	配慮事項	☐ 港の景観を活かした臨海部の緑化に努める。 ☐ 地域住民が集い、賑わいの創出につながる公園・広場を設ける。 ☐ 地域のふれあいの場とするため、港を望む視点場の整備に努める。
	配慮内容	

(7) 海岸

項目	指針・配慮事項	
□ 堤防・護岸	指針	形態及び意匠の工夫や自然素材の活用などにより、周辺景観との調和に努める。
	配慮事項	☐ 護岸前面の海岸と背後の自然との一体性に配慮する。 ☐ 階段式護岸などの整備では、周辺景観に配慮する。
	配慮内容	
□ 海浜	指針	自然海浜は、できる限り保全に努め、人工海浜を整備する場合は、周辺の自然景観との調和に努める。
	配慮事項	☐ 自然の営力が生み出す微地形の変化や植生の変化などを尊重する。 ☐ 海浜地形の傾斜や微地形の起伏などによる高低差が生む景観的效果を活かす。 ☐ 人工海浜は、海岸と背後の自然地や土地利用との連続性の確保、調和に努める。 ☐ 突堤は、自然素材を用いるなど、自然景観との調和に努める。
	配慮内容	
□ 離岸堤	指針	水平線への見通しを阻害しないよう工夫する。
	配慮事項	☐ 防災機能を確保しつつ、天端高を極力抑えるなどの配慮を行う。 ☐ 陸側の視点場の調整によって、見通しを確保するなどの配慮を行う。
	配慮内容	
□ 海岸緑化	指針	海岸林や緑地、植栽は、その多様な機能、景観的な効果に配慮しつつ、適切な緑量、密度、樹種の選択に努める。
	配慮事項	☐ 海浜と背後の都市との緩衝機能に配慮する。 ☐ 海岸固有の景観体験を踏まえた海岸林（松林）の配置に努める。 ☐ 緑地などにより人工的要素（道路、駐車場、宅地など）の遮蔽に努める。 ☐ 地域の植生に即した植栽樹種を選択する。
	配慮内容	
□ その他施設（管理道路など）	指針	形態、意匠及び色彩は、背後地、堤防、海岸などの周辺景観との調和に努める。
	配慮事項	☐ 周辺景観との調和に努め、意匠・素材・形状・色彩などに配慮する。 ☐ 隣り合う施設相互のデザインの連続性に配慮する。
	配慮内容	

(8) 公園・緑地

項目	指針・配慮事項	
□ 公園・緑地全般	指針	立地、設置目的、利用形態、施設内容などの特性に応じ、利用と景観との調和に努める。また、地域の歴史や生活文化を活かし、個性的な景観形成に努める。
	配慮事項	☐ 既存植生や借景の活用など、立地の景観特性に応じた景観形成に努める。 ☐ 関連する事業との連携に努め、境界部の処理などにおいて、景観の一体性や連続性を確保する。 ☐ 歴史的資源の保全・活用は、史実性や歴史的建造物などの見え方に配慮する。 ☐ 自然環境の保全は、その区域などを明確にし、周囲との連続性に配慮する。 ☐ その他、立地特性や設置目的などに応じた景観形成に努める。
	配慮内容	
□ 植栽・緑化	指針	防災や修景などの目的に応じた樹種の選択、配植デザインを行うとともに、四季の移り変わりや樹木、草花などの生長による景観の変化などを考慮し、将来にわたって良好な景観が保全・向上されるよう計画的な維持管理に努める。
	配慮事項	☐ 目的に沿った樹種の選定、配植デザインに努め、見え方、見せ方を工夫する。 ☐ 季節感や将来の生長を見込んだ植栽を行い、適正な維持管理に努める。
	配慮内容	
□ 公園施設	指針	設置目的・機能と景観との調和に努める。
	配慮事項	☐ 建築物などの高さは、眺望するスカイラインの連続性などに配慮する。 ☐ 外観デザイン、色彩などは、周囲の景観との調和に配慮するとともに、修景植栽などにより、周囲との一体性や連続性に努める。 ☐ 自然素材の活用により、周辺景観との調和に努めるとともに、地場産材などの使用に努める。 ☐ 環境に配慮し、生息する生物に優しい「自然と共生する」施設づくりに努める。
	配慮内容	

(9) 公共建築物

項目		指針・配慮事項
□ 配置	指針	敷地内の建築物の配置計画は、景観や周囲の快適性などに大きく影響することを認識し、白山眺望の視点場としての活用も構想段階から併せて十分検討する。
	配慮事項	□ 眺望を活用した配置計画とし、借景なども併せて検討する。 □ 自然地形の活用、敷地改変の最小化に配慮する。 □ 周囲の建築物やまちなみとの配置の連続性やバランスに配慮する。 □ セットバックした配置に努め、オープンスペースの創出に努める。 □ 白山眺望の視点場としての活用を検討する。
	配慮内容	
□ 形態・意匠	指針	施設用途や立地状況を踏まえ、周辺景観になじませるか、あるいはランドマークとしてシンボル性のある建物とするかなど、形態・意匠について十分検討する。
	配慮事項	□ 周辺の建築物などの壁面線や屋根形状などの連続性に配慮する。 □ 建築群として形態・意匠の調和を図り、建物相互のバランスに配慮する。 □ 建物の形態・意匠に地域特性を活かすよう工夫する。
	配慮内容	
□ 色彩・照明	指針	施設用途や立地状況を踏まえ、色彩を周辺建物と統一的なものとするか、これらに対比させて賑わいを創出させるかなどについて、十分検討する。
	配慮事項	□ 屋根・外壁は落ち着きのある色彩を基調とする。 □ 素材による質感、光のあたり方による見え方や、雨に濡れた時の変化などにも十分配慮する。 □ アクセントカラーは、面積を抑えたものとし、位置について十分な検討を行う。 □ 照明デザインは、周辺の夜間景観に十分配慮する。
	配慮内容	
□ 素材・材料	指針	耐久性や耐候性を十分考慮しながら、周辺景観を形成している素材・材料の活用に努める。
	配慮事項	□ 地場産材や地域の特産品の活用により、地域イメージの向上に努める。 □ 時間が経過した後のことを考慮し、素材・材料を吟味する。
	配慮内容	
□ 敷地内緑化	指針	敷地内はできる限り緑化に努め、その際には季節感やゆとりが感じられる空間づくりに努める。
	配慮事項	□ 敷地内の景観的に優れた樹木などはできる限り存置し、保全・活用に努める。 □ 既存植生と調和した樹種の選択により、周辺の自然景観になじませる。 □ 花や紅葉など四季折々の季節感の創出に努める。 □ 屋上緑化や壁面緑化の採用を検討する。
	配慮内容	
□ その他 (付属施設、 ゴミ置き場、 駐車場、設備 機器類)	指針	建物に付属する施設などについても、配置、形態、色彩などに十分配慮する。
	配慮事項	□ 形態や色彩は、周囲に溶け込むよう配慮し、配置は周囲からの視線に配慮する。 □ カバーの設置や植栽などによる目隠しなど、周辺景観への配慮について検討する。
	配慮内容	

(10) 農地整備

項目	指針・配慮事項	
□ 農地整備全般	指針	良好な田園風景が継続的に保たれるよう、整備にあたっては景観との調和に配慮する。
	配慮事項	□ 地域の営農状況を踏まえつつ、良好な景観が保たれるよう、農地整備計画の策定に努める。 □ 生態系が保全されるよう、整備にあたって配慮・工夫する。 □ 地域住民の意見を聞くとともに、地域保全活動への住民参加を含めた協働体制の構築に努める。 □ 伝統的な農村文化と景観を保全できるよう努める。
	配慮内容	
□ 区画形状	指針	生産性の高い機能的な形状の創出を目的としつつ、地域の特徴的な景観要素をできる限り保全・活用した区画形状とするよう努める。
	配慮事項	□ 現況地形を活かしつつ機能的な区画形状とする。 □ 原風景を活かす区画形状に配慮するとともに、地域景観に馴染むよう農道、水路の配置に努める。 □ ランドマークとなる資源や周辺景観との調和に努め、良好な景観要素を残すよう工夫する。 □ 集団転作などによる良好な景観形成が可能となる整備に努める。
	配慮内容	
□ 水路・ため池	指針	周辺地域の自然景観や生態系などに配慮する。
	配慮事項	□ 自然素材などの活用により、自然生態系保全や親水性に配慮する。 □ 維持管理が容易になるよう、整備の工夫に努める。
	配慮内容	
□ その他施設(用排水機場、貯水槽共同利用施設など)	指針	位置、意匠、色彩及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努める。
	配慮事項	□ 建物などは、瓦屋根や地域産木材などの地域材料の使用に努める。 □ 大型構造物は、植栽などにより、景観への影響を最小限にとどめるよう努める。
	配慮内容	

(11) 森林整備

項目	指針・配慮事項	
□ 林道	指針	山麓部からの眺望に留意し、景観の変容を抑制するとともに、森林や動植物など、自然環境に配慮する。
	配慮事項	□ 道路線形は、できる限り法面、擁壁を回避・縮小化するよう計画する。 □ 法面工は、山麓部からの眺望に十分配慮するとともに、地域の自然が法面に回復する可能性が高くなるような緑化を行う。 □ 擁壁工は、自然景観との調和に努める。 □ 林道整備により適正な森林整備及び保全に努め、自然環境に配慮する。
	配慮内容	

(12) 上下水道

項目	指針・配慮事項	
□ 上下水道施設	指針	施設機能を保ちつつ、周辺景観との調和に努める。
	配慮事項	- 敷地内には、芝張り、植栽など修景施設を設置し、特に外部からの景観に配慮する。 - 門扉、フェンスの形状及び材質は、異質感、圧迫感を少なくするよう努める。 - 周囲の景観との調和やプラント的イメージの緩和に努める。 - 下水道処理水を活用したせせらぎ水路など、都市内の憩いの空間づくりに努める。 - 住宅地においては、建築物を周辺の民家と違和感のない外観とし、周辺との調和に努める。
	配慮内容	

(13) 自然公園

項目	指針・配慮事項	
□ 造成など	指針	地形や植生などに配慮した造成計画、施設配置となるよう努める。
	配慮事項	- 生物の保全に配慮する。 - 地形の改変をできる限り抑えるよう努める。 - 緑化は、自生種を使用するなど、自然景観との調和、環境への影響に配慮する。
	配慮内容	
□ 公園内建築物など	指針	できる限り勾配屋根とするなど、屋根、壁面の色彩、形態が自然との調和を乱さないよう努める。
	配慮事項	- 主要展望地からの展望に著しい妨げとならないよう配慮する。 - 山稜線を分断するなど、眺望に著しい支障を与えないよう配慮する。 - 蛍光色や原色など、自然の色合いと不調和をきたす色彩は、原則使用しない。
	配慮内容	
□ 歩道・園路など	指針	自然環境の保全に十分配慮しながら、通行量や機能（登山道、遊歩道、自然観察園路など）に応じた規模・構造とするよう努める。
	配慮事項	- 線形の決定にあたっては、生物の保全に配慮する。 - 構造物を設置する場合は、周辺景観との調和に十分配慮する。 - 耐久性や強度を踏まえながら、木材や自然石などの自然素材を使用するよう努める。
	配慮内容	

(14) 面的整備事業

項目	指針・配慮事項	
□ 地区全体の景観形成	指針	土地区画整理事業などの面的整備事業においては、道路、公園、河川などの連続性、一体性及び白山眺望に配慮した施設づくりに努めるとともに、まちなみについては、地区計画や景観まちづくり協定などを策定することにより、整備地区全体が良好な居住環境を有するよう誘導に努める。
	配慮事項	- 地区計画や景観まちづくり協定を基本として、整備地区全体の景観整備を行うよう努める。 - 関係権利者から意見を聴取し、「まちづくりに関する基本コンセプト」を設定することで、地区全体が調和した上質な景観空間を創出するよう努める。 - 地区全体の緑化を誘導し、緑あふれる景観の形成に努める。
	配慮内容	

参考資料

■用語の解説

【英字】

○D I D

人口集中地区（Densely Inhabited District）のことであり、国勢調査の集計のために設定される統計区域。人口密度が 40 人 / ha 以上の国勢調査の基本単位区が互いに隣接して、合計人口が 5,000 人以上となる地区に設定。

【あ】

○いしかわ景観総合条例

石川県独自の景観施策を総合的かつ計画的に推進し、自然と人が共生した美しい石川の景観を保全・創出して次世代に継承していくため、石川県が平成 20 年に制定した条例で、既存の景観条例と屋外広告物条例を一本化したもの。

○エイジング

材料の経年変化、樹木の生長など

○オープンスペース

一定の空間広がりを持ち、建物によって覆われることのない土地。空地。景観など周辺地域を含む環境の維持増進や、住民のレクリエーション利用などに寄与するものを、特に限定して示す場合もある。

【か】

○カバープランツ

日本語では地被植物または被覆植物。地表を覆うように生育する植物の総称で、茎や枝を横に伸ばして地面や壁面などを低く薄く覆うため、土壌の乾燥や土の流出、雑草を防ぐ効果がある。

○仰望

仰ぎ望むこと。

○景観行政団体

景観法に基づき、地域における景観行政を担う地方公共団体。

○景観協定

景観法に規定されたもので、景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者及び借地権を有する者全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定することができる。

○景観計画

景観法に規定されたもので、良好な景観を形成するため、「景観計画の区域」「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」「景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針に関する事項」などを定めた計画。

○景観計画区域

景観法に規定されたもので、景観行政団体が良好な景観の形成を図る区域。

○景観重要公共施設

景観法に規定されたもので、景観計画区域内の道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等の公共施設のうち、良好な景観の形成に重要なものとして定められた公共施設のこと。公共施設管理者の協議・同意を得て指定される。

○景観法

平成 16 年に制定された景観を守るための法律。景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定、その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的としている。

○建築基準法

国民の生命・健康・財産の保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律。

【さ】

○色相・明度・彩度

色を定量的に表すマンセル表色系では、色彩を色相・明度・彩度の 3 属性で表現したもの。色相は赤、黄、緑、青といった色味、明度は色の明るさ、彩度は色の鮮やかさを意味する。

○視点場

良好な景観を眺望することができる場所。

○重要伝統的建造物群保存地区

各地に残る歴史的な集落やまちなみなど、市町村が条例等により決定した「伝統的建造物群保存地区」のうち、文化財保護法の規定に基づき、特に価値が高いものとして国が選定したもの。

○「図」と「地」

物の見え方に関する基本的概念の一つ。「図」とは、全体の中で浮かび上がって見える部分を指し、「地」とは、その背景として知覚される部分を指す。

【た】

○地区計画

都市計画法に規定されたもので、道路、公園等の配置や建築物等について、住民の合意に基づき、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。

○眺望路

眺望を確保するための帯状の空間。

○都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、都市計画の内容およびその決定手続き、開発許可制度・建築制限などの都市計画制限、都市計画事業の認可・施行などについて定めた法律。

○都市施設

都市で生活するために必要な道路、公園、下水道などの施設について、将来のまちづくりを考えて、その位置や規模、構造などを定める都市計画のこと。

○土地区画整理事業

都市計画法に位置付けられる市街地開発事業の一つ。一定の区域内において、土地所有者の方々より少しずつ土地を提供してもらい、その土地を道路や公園などの公共施設として整備することにより、残りの土地の利用価値を高め、健全な市街地を形成する事業のこと。

【な】

○農業集落排水処理施設

農業振興地域での水質保全、機能維持のため、地域内に整備する下水処理施設であり、市が管理するもの。

【は】

○バリアフリー

障害のある人や高齢者を含むすべての人が、あらゆる分野の活動に平等に参加する上で、様々な障害が取り除かれ、安全かつ快適な生活を送ることができるようにすること。

○ビジターセンター

情報の展示・解説・利用案内を行う施設。

○ヒューマンスケール

人間の感覚や動きに適合した、適切な空間の規模や物の大きさ。

○俯瞰

高所から見おろす眺めのこと。

【ら】

○ライフサイクルコスト

製品や構造物などの費用を、調達・製造～使用～廃棄の段階をトータルして考えたもの。

【わ】

○わんど

川のよどみ（死水域）

|

■ 白山市景観条例

白山市条例第 20 号
平成 22 年 9 月 17 日公布

第 1 章、第 2 章第 1 節、第 3 章を抜粋

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における良好な景観の形成を図り、かつ、推進するまちづくりを行うため、基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の規定に基づく施策その他景観づくりに関する施策の基本となる事項を定め、もって美しく魅力あふれる景観づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

景観 人を取り巻く自然並びに人の営みによる歴史及び文化の蓄積からなる視覚的な環境の総体をいう。

景観づくり 地域の特性を活かした魅力ある景観を保全、育成又は創造するため、総合的かつ計画的な景観形成及びまちづくりを行うことをいう。

建築物 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定白山市条例第 20 号平成 22 年 9 月 17 日公布する建築物をいう。

工作物 煙突その他の規則で定める工作物をいう。
建築物等 建築物及び工作物をいう。

(基本理念)

第 3 条 良好な景観は、美しく風格のある本市の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、市民共通の資産として、現在及び将来の市民がその恩恵を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、市、市民及び事業者により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出す

ることを含むものであることを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、景観づくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、景観づくりに関する市民及び事業者の意識を高めるとともに、市民及び事業者が景観づくりに関して行う活動を積極的に支援するものとする。

3 市は、第 1 項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が十分反映されるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、景観づくりの主体として、景観づくりの重要性を認識し、理解を深め、自ら積極的にその推進に努めなければならない。

2 市民は、市が行う景観づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、建築物の建築、工作物の建設その他の土地の利用等の事業活動において、景観づくりの重要性を認識し、理解を深め、自ら積極的にその推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が行う景観づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

第 2 章 景観計画及びこれに基づく措置

第 1 節 景観計画の策定等

(景観計画の策定)

第 7 条 市は、景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、法第 8 条第 1 項に規定する景観計画（以下単に「景観計画」という。）を策定するものとする。

(景観計画において定める事項)

第 8 条 市長は、法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する景観計画区域（以下単に「景観計画区域」という。）内において、次に掲げる地域又は地区を定めることができる。

重要地域（広域的かつ連続的な景観（主要な道路、海岸、河川等に沿って広域にわたり、かつ、連続する景観をいう。以下同じ。）が形成された地域、広域的かつ連続的な景観を形成する必要があると認められる地域又は地域の土地利用の動向等からみて広域的かつ連続的な景観が損なわれるおそれがあると認められる地域で、市長が指定するものをいう。）

特別地域（重要地域内において、建築物等の形態意匠等が景観に及ぼす影響が特に大きいと認められる地域で、市長が指定するものをいう。）

重点地区（当該地区の市民及び事業者が主体となり、その特性を生かした独自の基準を定め、特に景観づくりを積極的に図る必要があると認められ

る地区で、市長が指定するものをいう。)

(景観計画の策定手続)

第9条 市長は、景観計画を策定しようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、第36条第1項に規定する白山市景観審議会(以下第4章までにおいて「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(景観計画の策定等の提案をすることができる団体)

第10条 法第11条第2項の条例で定める団体は、第27条第1項に規定する景観まちづくり協議会とする。

2 景観法施行令(平成16年政令第398号)第7条ただし書の規定により、前項に規定する団体による景観計画の策定又は変更の提案に係る一団の土地の区域の規模は、0.2ヘクタールとする。

第2章第2節、第3節を省略

第3章 公共事業による景観形成

(公共事業景観形成指針)

第24条 市長は、景観形成のための公共事業に係る指針(以下「公共事業景観形成指針」という。)を定めるものとする。

2 市長は、公共事業景観形成指針を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、公共事業景観形成指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、公共事業景観形成指針の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

第25条 市は、公共事業景観形成指針に基づき、公共事業を実施するものとする。

(公共事業の施行者に対する助言等)

第26条 市長は、市以外のものが市内で公共事業を実施する場合において、景観形成のために必要があると認めるときは、当該公共事業を施行するものに対し、公共事業景観形成指針に沿った公共事業を実施するよう助言又は要請をすることができる。

第4章～第7章を省略

■ 白山市公共事業景観形成指針

1. 基本的事項

(1) 目的

白山市公共事業景観形成指針（以下「指針」という。）は、公共事業などによる良好な景観の保全・創出を図るための目指すべき方針や整備指針などを定めることにより、景観に配慮した良質な公共施設整備を促進し、白山市の美しく魅力あふれる景観の創出に寄与することを目的とする。

(2) 位置づけ

指針は、白山市景観条例（平成22年白山市条例第20号）第24条における「景観形成のための公共事業に係る指針」とする。

(3) 対象施設

白山市内における下記の施設整備を対象とする。

道路 橋梁 河川・水路 砂防・治山 ダム 漁港 海岸 公園・緑地 公共建築物 農地整備 森林整備 上下水道 自然公園 面的整備事業

また、公共性の高い民間施設についても、指針に配慮することを推奨する。

ただし、法令などの定めにより、指針に基づく景観上の配慮が講じられない場合や、災害などの復旧のために必要な応急措置として行う事業には、指針の適用を除外することができる。

なお、上記の場合においても、できる限り景観に配慮して事業を実施するよう努めるものとする。

(4) 対象者

市は、指針に適合して公共事業を実施する。

市以外の公共事業の施行者は、指針に配慮して公共事業を実施する。また、必要に応じて、市は助言又は要請を行う。

設計者・施工者などは、公共事業などに関わる際は、指針に適合するよう事業を実施する。

民間企業は、公共性の高い民間施設が、まちの景観を構成する重要な要素であることを認識して、新築や増築・修繕などの際には、指針を参考として景観に配慮する。

(5) 活用時期

景観に配慮した公共施設整備を進めるにあたり、指針を拠り所として、「計画・設計」から「施工」、「維持管理」、「増築・修繕」などの各段階においてその適合性を確認し、常に良好な景観形成がなされるよう心がけるものとする。

2. 基本目標・基本方針

白山市の基本的な景観づくりの指針である「白山市景観計画」の基本目標と基本方針を公共事業における景観形成の基本目標と基本方針とする。

(基本目標)

未来へつなぐ白山市の美しく魅力あふれる景観
～豊かな自然と歴史・伝統・文化
を感じる景観づくり～

(基本方針)

美しい白山・手取川・日本海などの魅力的な地形資産を守る景観づくり

景観の礎として歴史・伝統・文化を継承し、保全していく景観づくり

四季・時間を感じることができる景観づくり

地域の産業を活かした彩りのある景観づくり

地域の人々が積極的に参画できる景観づくり

個性ある魅力的な景観づくり

地域をつなぐ連続性のある良好な道路沿道や鉄道沿線の景観づくり

3. 各施設共通の整備指針

(1) 共通の基本配慮事項

各種公共事業において、共通して配慮すべき基本的な事項を以下のように定める。

自然環境（白山・手取川・日本海など）を活かし、調和を図る

歴史や生活文化の蓄積を景観づくりに活用する
視点場からの眺望（白山・手取川・日本海など）を阻害しないよう配慮する

地域における公共施設の機能や役割を考慮したデザインとする

色彩や形態を考慮する

デザインの工夫や緑化などヒューマンスケールを取り入れる

一体的に地域の景観を先導するよう事業者間の調整を図る

施設の劣化により景観が損なわれないよう維持管理面を考慮する

工事中の景観に配慮する

(2) 共通要素の整備指針

各種公共事業における共通要素の整備指針を以下のように定める。

法面

現況の地形に応じた構造及び形態とし、圧迫感を軽減させるよう努める。また、法面の覆工については、緑化による修景など周辺景観との調和に努める。

擁壁

自然素材の利用など、意匠、色彩及び素材について工夫を行い、周辺景観との調和に努める。

護岸

生物の生息・繁殖環境と多様な景観の保全・創出に配慮した適切な工法の採用に努める。

防護柵

防護柵としての機能を確保しつつ、意匠、色彩及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努める。

舗装

舗装としての性能及び安全で快適な走行性と歩行性を確保するとともに、視点位置によっては景観に大きく影響を与えるため、周辺景観に調和するような素材、色調の採用に努める。

標識及び公共広告物

道路標識としての安全で利便性の高い機能を確

保しつつ、設置数は最小限とし、表示すべき情報や掲示内容の整理整合、適切な場所への設置に努める。

また、良質なデザインや環境への配慮により、地域の良好な景観や環境づくりに資する広告物の設置に努める。

無電柱化

歴史的・文化的地区や商店街、市の玄関口となる駅の幹線道路沿線など、特に景観上の配慮が必要な場所では、無電柱化することにより美しいまちなみの形成に努める。

照明施設

周辺景観と調和した照明方法の工夫や、意匠及び色彩となるよう努める。

緑化

緑化の目的を明確にし、周辺景観に調和した適正な樹種の選択、配植デザイン、管理計画の策定・実施などに努める。

4．施設別の整備指針

各種公共事業における施設別の整備指針を以下のように定める。

(1) 道路

路線の選定

周辺環境を十分考慮し、白山・手取川・日本海などの風景を活用するとともに、自然の保全や調和に努める。

道路緑化

周辺環境を勘案し、できる限り緑豊かな道路景観となるよう努める。

道路占用物

配置、形態、意匠及び色彩について、規制、誘導に努めるとともに、できる限り整理統合し、周辺景観を阻害しないよう努める。

道路休憩施設

運転者や歩行者に安らぎを与える空間とするため、周辺景観と調和し、眺望が良く、安全で快適な場所となるよう努める。

沿道まちなみの修景

景観上の配慮が必要な道路整備を行う際には、道路空間の修景と合わせて、沿道のまちなみ修景を行うよう誘導に努める。

トンネル

坑口部は、周辺の地形になじむ構造及び形態とし、周辺景観との調和に努める。

(2) 橋梁

橋梁本体

主要な眺望点からの眺望に配慮するとともに、橋梁の構造、形態、意匠及び色彩は、周辺景観との調和に努める。

橋梁付属物（高欄、照明施設、舗装、排水施設など）

主要な眺望点からの眺望に配慮するとともに、橋梁本体とバランスのとれた形態、意匠及び色彩とし、周辺景観との調和に努める。

高架橋・歩道橋

沿道住民や歩行者などに与える圧迫感をやわらげるよう配慮するとともに、周辺景観との調和に努める。

(3) 河川・水路

河川全般

「多自然川づくり基本指針」を基本として整備し、管理上支障がない範囲で親水性の向上に努める。

堤防

自然に近い形態となるよう配慮する。

護岸

生物の生息・繁殖環境と多様な景観の保全・創出に配慮した適切な工法の採用に努める。

水路

地域用水機能を確保するとともに、歴史的景観の保全、周辺景観との調和に努める。

水門・樋門及び排水機場など

位置、形態、意匠、色彩及び素材に配慮し、周辺の水辺景観を阻害しないよう努める。

(4) 砂防・治山

えん堤工・谷止工・流路工及び護岸工など

形態及び意匠の工夫や自然素材の活用などにより、周辺景観との調和に努める。

(5) ダム

堤体

形態及び意匠は、周辺の自然との一体感を有した景観づくりに努める。

ダム本体周辺構造物（管理事務所など）

形態及び意匠などを工夫し、ダム本体及び周辺景観との調和に努める。

ダムサイト及び貯水池周辺

自然環境の保全・復元と周辺の自然景観の四季や経年の変化に配慮する。また、展望施設、遊歩道などは、視点場を意識した整備とするよう努める。

(6) 漁港

漁港施設

安全性や機能性を確保しながら、うるおいと親しみのある空間づくりを行い、港の景観との調和に努める。

港内建築物など

建築物は、その形態、意匠及び色彩を工夫し、工作物は、安全性・機能性を確保できる範囲で、港の景観との調和に努める。

港内緑化

漁港区域内の余裕地には、緑化に努め、地域のふれあいの場として、港地域にうるおいと親しみをもたらすよう努める。

(7) 海岸

堤防・護岸

形態及び意匠の工夫や自然素材の活用などにより、周辺景観との調和に努める。

海浜

自然海浜は、できる限り保全に努め、人工海浜を整備する場合は、周辺景観との調和に努める。

離岸堤

水平線への見通しを阻害しないよう工夫する。

海岸緑化

海岸林や緑地、植栽は、その多様な機能、景観的な演出効果に配慮しつつ、適切な緑量、密度、樹種の選択に努める。

その他施設（管理道路など）

形態、意匠及び色彩は、背後地、堤防、海岸などの周辺景観との調和に努める。

（８）公園・緑地

公園・緑地全般

立地、設置目的、利用形態、施設内容などの特性に応じ、利用と景観との調和に努める。また、地域の歴史や生活文化を活かし、個性的な景観形成に努める。

植栽・緑化

防災や修景などの目的に応じた樹種の選択、配植デザインを行うとともに、四季の移り変わりや樹木、草花などの生長による景観の変化などに配慮し、将来にわたって良好な景観が保全・向上されるよう計画的な維持管理に努める。

公園施設

設置目的・機能と景観との調和に努める。

（９）公共建築物

配置

敷地内の建築物の配置計画は、景観や周囲の快適性などに大きく影響することを認識し、白山眺望の視点場としての活用も構想段階から併せて十分検討する。

形態・意匠

施設用途や立地状況を踏まえ、周辺景観になじませるか、あるいはランドマークとしてシンボル性のある建物とするかなど、形態・意匠について十分検討する。

色彩・照明

施設用途や立地状況を踏まえ、色彩を周辺建物と統一的なものとするか、これらを対比させて賑わいを創出させるかなどについて十分検討する。

素材・材料

耐久性や耐候性を十分考慮しながら、周辺景観を形成している素材・材料の活用に努める。

敷地内緑化

敷地内はできる限り緑化に努め、その際には季節感やゆとりが感じられる空間づくりに努める。

その他（付属施設、ゴミ置き場、駐車場、設備機器類）

建物に付属する施設などについても、配置、形態、色彩などに十分配慮する。

（１０）農地整備

農地整備全般

良好な田園風景が継続的に保たれるよう、整備にあたっては景観との調和に配慮する。

区画形状

生産性の高い機能的な形状の創出を目的としつつ、地域の特徴的な景観要素をできる限り保全・活用した区画形状とするよう努める。

水路・ため池

周辺地域の自然景観や生態系などに配慮する。

その他施設（用排水機場、貯水槽、共同利用施設など）

位置、意匠、色彩及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努める。

（１１）森林整備

林道

山麓部からの眺望に留意し、景観の変容を抑制するとともに、森林や動植物など、自然環境に配慮する。

（１２）上下水道

上下水道施設

施設機能を保ちつつ、周辺景観との調和に努める。

（１３）自然公園

造成など

地形や植生などに配慮した造成計画、施設配置となるよう努める。

公園内建築物など

できる限り勾配屋根とするなど、屋根、壁面の色彩、形態が自然との調和を乱さないよう努める。

歩道・園路など

自然環境の保全に十分配慮しながら、通行量や機能（登山道、遊歩道、自然観察園路など）に応じた規模・構造とするよう努める。

（１４）面的整備事業

地区全体の景観形成

土地地区画整理事業などの面的整備事業においては、道路、公園、河川などの連続性、一体性及び白山眺望に配慮した施設づくりに努めるとともに、まちなみについては、地区計画や景観まちづくり協定などを策定することにより、整備地区全体が良好な景観環境を有するよう誘導に努める。

■ 国・県の景観形成ガイドライン・指針等

施設分野	名称	策定省庁	策定年月
全般	美しい国づくり政策大綱	国土交通省	2003.7
	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）	国土交通省	2007.4
	景観重要公共施設の手引き（案）	国土交通省都市・地域整備局都市計画課景観室	2007.9
	石川県公共事業景観形成ガイドライン	石川県土木部景観形成推進室	2009.3
道路	道路デザイン指針	国土交通省道路局	2005.3
	景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン	景観に配慮した防護柵推進検討委員会（国土交通省道路局）	2004.3
河川	河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」	国土交通省河川局	2006.10
砂防	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	2007.2
港湾	港湾景観形成ガイドライン	国土交通省港湾局	2005.3
	航路標識整備事業景観形成ガイドライン	海上保安庁交通部	2004.3
海岸	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局港湾局、農林水産省農村振興局水産庁	2006.1
都市施設	景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」（案）	国土交通省都市・地域整備局	2005.3
建築物	住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン	国土交通省住宅局	2005.3
	官庁営繕事業における景観形成ガイドライン	国土交通省官庁営繕部	2004.5
農林	美の里づくりガイドライン	農林水産省農村振興局	2004.8
	農業農村整備事業における景観配慮の手引き	農林水産省農村振興局	2006.5

白山市公共事業景観形成ガイドライン

発行年月 平成 23 年（2011 年） 月

発 行 白山市

白山市建設部都市計画課

〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目 1 番地

TEL 076-274-9558 FAX 076-274-4188

E - mail keikaku@city.hakusan.lg.jp

URL <http://www.city.hakusan.lg.jp>



白山市